

本翻訳は参考のための仮訳であって、正確には原文を参照されたい。

(仮訳) 被支配外国法人ルールの設計

行動 3 – 2015 年最終報告書

概要

被支配外国法人（CFC）ルールは、外国子会社に支配権を有する納税者が所得を CFC に移転することによって、自らの居住地国の課税ベースを、場合によっては他国の課税ベースを浸食するというリスクに対処している。こうしたルールがなければ、CFC は、利益移転と長期的な課税繰延べの機会をもたらす。

最初の CFC ルールが 1962 年に導入されて以来、このルールを採用する国は増加している。現在では、OECD/G20 「税源浸食と利益移転（BEPS）」プロジェクトに参加する国の中 30 か国が CFC ルールを有しており、他の多くの国も採用することに関心を示している。しかし、現行の CFC ルールは、しばしば国際ビジネス環境の変化に付いて行けず、多くの国の CFC ルールは、BEPS に効果的に対処するものとなっていない。

現行の CFC ルールが直面する課題に応えて、「税源浸食と利益移転に関する行動計画（BEPS 行動計画、OECD、2013 年）」は、CFC ルールの設計に関する勧告を作成することを求めた。これは、OECD が過去に重要な作業を行ってこなかった分野である。本報告書では、各国が協働することによって、国際競争力に関する懸念に対処し、平等な機会を提供することができると認識している。

本報告書では構成要素の形で勧告を行っている。これらの勧告は最低基準ではなく、勧告を実施することを選択した国が、納税者が所得を外国子会社に移転することを効果的に防ぐルールを確実に持てるように設計されている。報告書では、効果的な CFC ルールの設計のために、以下の六つの構成要素を示している。

- **CFC の定義**—通常、CFC ルールは親法人所在地国の株主によって支配されている外国子会社に適用される。報告書では、株主が外国子会社に対してどの程度の影響力を有する場合に CFC とするか、また、非法人事業体とその所得をどのように CFC ルールの対象とすべきかについて勧告している。
- **CFC ルールの適用除外・足切り基準**—各国の現行 CFC ルールは、税率による適用除外、租税回避防止要件、デ・ミニミス基準等を適用した後にのみ適用されることが多い。報告書では、CFC ルールは、外国子会社に適用される実効税率が親法人所在地国で適用される税率に比して有意に低い場合にのみ適用されると勧告している。
- **所得の定義**—現行の CFC ルールでは、CFC のすべての所得を親法人所在地国の株主に合算すべき「CFC 所得」として取り扱う国もあるが、多くの CFC ルールは特定の種類の所得にのみ適用される。報告書では、CFC ルールには CFC 所得の定義を設けることを勧告するとともに、CFC ルールがこうした定義のために採用できるアプローチ（又はその組合せ）の非網羅的なリストを示している。

- **所得の算定**—報告書においては、CFC ルールでは、株主に合算する CFC 所得を算定するため、親法人所在地国の法令が適用されることを勧告している。また、CFC の損失は、同一の CFC の所得又は当該 CFC と同一国内にある他の CFC の所得とのみ相殺されるべきであることを勧告している。
- **所得の合算**—報告書においては、可能ならば、所得の合算基準は、支配基準と関連付けられるべきであること、及び合算所得の金額は、所有権や影響力の割合を用いて計算されるべきであることを勧告している。
- **二重課税の防止と解消**—効果的な CFC ルールを設計する際に考慮すべき基本的な政策論点の一つは、こうしたルールによって二重課税が生じないことをどうやって確保するかということである。したがって、報告書では、二重課税の防止と排除の重要性を強調し、例えば、CFC ルール導入国は、CFC ルールでの中間親法人に課された税を含め、実際に支払われた外国税に対する税額控除を認めることを勧告している。また、報告書では、CFC の所得が CFC ルールの下で既に課税されている場合に、各国は CFC からの株式配当及び CFC の株式に係る譲渡益に関する二重課税の軽減を検討することも勧告している。

政策目的の優先順位は国によって異なることから、勧告では、各国が自国の税制全般の政策目的と国際的な法的義務とに整合的な方法で、BEPS に対抗するための CFC ルールを導入するという柔軟性を認めている。特に、本報告書では、勧告は EU 法を遵守するために十分に採用可能である必要があることを認識しており、EU 加盟国が導入できると考えられる設計のオプションを示している。一度勧告が実施されれば、これによって各国は BEPS に係る懸念に対処する効果的な CFC ルールを確実に有することとなる。

はじめに

1. 「税源浸食と利益移転に関する行動計画（BEPS 行動計画、OECD、2013 年）」における行動 3 では、企業グループが所得を移転する非居住関連会社を創設することができ、この関連会社が、税務以外の事業上の理由によるのではなく、全体的又は部分的に税務上の理由により設立される可能性があることを認識している¹。被支配外国法人（以下「CFC」という。）ルール及び他の繰延べ防止ルールでは、一定の条件を満たした場合に各国が外国子会社の所得に課税できるようにすることによって、この問題に対処している。しかし、現在のところ、ある国では CFC ルールを持っていないし、その他の国では CFC ルールを有しているが常に BEPS の状況に対して包括的に対処できているというものではない。行動 3 では、「被支配外国法人ルールの設計に関する勧告」を策定することを要請している。この目的は、税源浸食と利益移転に対処するのに有効な CFC ルールに係る勧告を策定することであった。

2. CFC ルールは、国際課税の文脈の下で、50 年以上にわたって存在しており、多くの国がこのルールを導入している。本報告書では、CFC ルールを構成するすべての要素を検討し、これらを効果的な CFC ルールに必要な「構成要素」に分解している。これらの構成要素によって、CFC ルールを有していない国は勧告されたルールを直接導入することが可能になり、現在 CFC ルールを有している国はこの勧告により密接に整合するよう自国のルールを修正できるようになる。構成要素は以下に掲げる通りである。

- I. CFC を定義するルール（支配の定義を含む）
- II. CFC ルールの適用除外及び足切り基準
- III. CFC 所得の定義
- IV. 所得を算定するルール
- V. 所得を合算するルール
- VI. 二重課税を防止又は排除するルール

3. 六つの構成要素について検討する前に、本報告書では最初に、行動 3 の文脈で考慮に入れるべき政策上の検討事項について述べる。これには、CFC ルールを設計する際に、共通の政策上の検討事項及び各国の国内の全般的な税制と関連したさまざまな政策目的が含まれる。共通の政策上の検討事項には次の事項が含まれる。すなわち、抑止策としての CFC ルールの役割、CFC ルールがいかに移転価格ルールを補完するか、有効性と事務的負担・コンプライアンス上の負担の軽減とのバランスを取ることの必要性、及び有効性と二重課税の防止又は排除とのバランスを取ることの必要性である。こうした政策上の検討事項を考慮に入れる際には、各國は、部分的には、国の税制が全世界所得課税方式を採用しているのか又はテリトリアル課税方式を採用しているのか²、また、EU 加盟国であるか否かによって、その政策目的への優先付けを変える。上述の政策上の問題については、すべて第 1 章で簡潔に検討する。それ以降の章では、各構成要素について述べる。本報告書で検討する勧告は、税源浸食と利益移転に対処するように設計されている。国によっては長期的な税の繰延べを懸念しており、勧告においては、各國が国際的な法的義務や国内税制上の政策目的と整合の取れた方法で、BEPS に対抗する CFC ルールを設計できるように、十分に柔軟性を与える必要があることが認識されている。

本翻訳は参考のための仮訳であって、正確には原文を参照されたい。

4. CFC に関する作業は、行動 1（電子経済の課税上の課題への対処）、行動 2（ハイブリッド・ミスマッチの取決め）、行動 4（利子控除）、行動 5（有害税制への対抗）、行動 8 から 10（移転価格）などの他の行動に関する作業と調整されている。

注記

1. 税務以外の事業上の理由には、例えば、従業員の利用可能性、資源の増加、法的環境の改善等が含まれる可能性がある。CFC ルールは、当然のこととして、CFC が法人に支配されている状況だけには限定されず、各国は、個人が外国法人を支配している状況にも適用されるように、CFC ルールを設計することを検討すべきである。
2. 実際には、各国の税制は、ほとんどの場合、決して純粋な全世界課税方式でもテリトリアル方式でもなく、両者の間に位置する。

参考文献

OECD（2013 年）、「税源浸食と利益移転に関する行動計画」、OECD 出版、パリ
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264202719-en>

第1章：政策上の検討事項と目的

5. 本章では、CFC ルールに係るハイレベルでの政策的枠組みを示す。CFC ルールは国の税制全般に組み込まれることから、CFC ルールの設計と目的は、異なった政策の選択を反映するため、国によって異なりうる。したがって、本章では、最初にすべての CFC ルールの基礎となる政策上の検討事項について述べ、次に各国がさまざまに優先付けるいくつかの政策目的を列举する。

1.1. 共通の政策上の検討事項

6. 各国の設計に応じて、CFC ルールでは、一部又は全部の外国子会社の一部又は全部の所得に基づいて親会社に課税する。ほとんどの国で、CFC ルールは、親法人所在地国から、又は親法人所在地国及びその他の国・地域から、所得が移転することを防止するために用いられている。しかし、各国は、長期的な課税繰延べについても懸念する可能性がある。すべての CFC ルールには、以下の共通の一般的な政策上の検討事項がいくつか含まれる。すなわち、(i) 抑止策としての役割、(ii) CFC ルールがいかに移転価格ルールを補完するか、(iii) 有効性と事務的負担・コンプライアンス上の負担の軽減とのバランスを取ることの必要性、(iv) 有効性と二重課税の防止又は排除とのバランスを取ることの必要性である。

1.1.1 抑止効果

7. CFC ルールは、一般に抑止力として機能するように設計されている。言い換えれば、CFC ルールは、もともとは CFC の所得から税収をあげるように設計されてはいない。その代わりに、CFC ルールは、通常は、納税者が所得を CFC に移転することを防止することによって、利益が親会社の課税ベース内に残ること、又は CFC ルールが第三国の課税ベースの浸食（「外国から外国への浸食」）もターゲットにしている場合には、他のグループ会社の課税ベース内に残ることを確保することで、税収を守るように設計されている。もちろん、CFC ルールでは、CFC の所得に課税すればいくらか税収が上がるが、CFC ルールの施行後は、CFC に移転される所得は減少する可能性が高い。納税者の行動を変えるために設計された他のルール同様、CFC ルールも、その設計によって意図した効果だけを有しているわけではない。例えば、CFC ルールの設計では、居住地国に二次的課税権を付与することを意図している。しかし、実際には、CFC ルールによって利益に対し十分に高い税率で有効に課税されれば、多国籍企業（MNE）が税率の低い国にある子会社に所得を移転する税務上のインセンティブが減少又は排除されるため、所得源泉地国の課税機会も増すと思われる。

1.1.2 移転価格ルールとの相互関係

8. 移転価格ルールでは、関連会社間の取引価格やその他の条件が、関連のない企業間のそれらと異なる場合に生ずる歪みを排除するために、関連企業の課税利益を調整することを意図している。CFC ルールは定義によって関連する当事者に対応する（このルールの対象となる会社

は、他の当事者に支配されているため。）ことから、各国は、関連者間で調整された価格に対処するために、このルールを使うことがよくある。言い換えれば、CFC ルールは、外国子会社が所得を創出する資産の本来の価格が適正に設定されていた場合には得られなかつたであろう所得を、親法人所在地国が捕捉する手段と見られる。したがつて、CFC ルールは、しばしば移転価格ルールを補完するもの（バックストップ）と呼ばれる¹。しかし、CFC ルールは、常に移転価格ルールを補完するとは限らないという点において、この用語は、誤解を招きやすい。CFC ルールは、状況によっては、移転価格ルールと同じ所得をターゲットとする可能性があるが、CFC ルールも移転価格ルールも、実務上もう一方のルールの必要性を排除するものではない。むしろ、CFC ルールは、移転価格ルールで捕捉されない所得を把握できる（逆の場合もある。）一方で、いずれのルールも、他のルールが捕捉しようとする所得を完全には捉えない。

9. 移転価格ルールは、一般に事実・状況分析に依拠し、主に関連者間の支払いに着目するものであるが、CFC ルールの必要性を排除するものではない。CFC ルールは、一般に移転価格ルールよりも機械的で、ターゲットが絞られている。そして、多くの CFC ルールでは、関連者から得た所得であるか否かにかかわらず、地理的に移動が容易な傾向があり、そのため税率の低い国に移転しやすい一定類型の所得を自動的に合算する。したがつて、CFC ルールは、国際課税のシステムにおいて特異な役割を演じている。移転価格ルールは、一般的に CFC ルールの前に適用されるべきである。しかし、BEPS 行動計画に基づく移転価格に関する BEPS の作業が完了した後においても、CFC に配分された所得に対して CFC ルールが適用される場面は残ることになる。例えば、現行の移転価格に関する作業では、資金提供に係るリターンが融資を提供しただけの低機能キャッシュボックスに配分できる可能性がある²。このキャッシュボックスが税率の低い外国子会社であつて、国がこの利益を CFC 課税の対象にすることを選択する場合には、この選択は、BEPS 行動計画に適合するものであろう。CFC ルールは、移転価格ルールが適用された後においても、その移転価格ルールが「税源浸食と利益移転に関する行動計画（BEPS 行動計画、OECD、2013 年）」の目標に一致しない方法で実施・適用された状況に対処するために用いることができる³。

1.1.3. 事務的負担とコンプライアンス上の負担を軽減しながら、効果的に租税回避を防止

10. 三番目の政策上の検討事項は、コンプライアンス・コストや事務的負担を不当に増大させずに、有効なルールを作り上げる方法である。CFC ルールのメリットは、比較的機械的に適用できることがあげられるが、CFC ルールを完全に機械的にしてしまうと、柔軟に対応できるルールに比べて有効ではなくなる⁴。しかし、柔軟であれば不確実性を生み、CFC ルールの適用・遵守するコストに影響を与える可能性がある。CFC ルールは、機械的なルールである場合に本来備わっている複雑さを低減することと主観的なルールの持つ有効性とを両立させる必要がある。この政策上の検討事項は、所得の定義に関するルールに最も明確に反映されている。この文脈では、純粋に所得の形式的な分類に基づいて所得を合算するアプローチは、事務的負担やコンプライアンス上の負担を軽減できるが、あまり有効ではない可能性があり、現在 CFC ルールを有している国では、通常はこのアプローチをあまり機械的でない実質分析と組み合わせることで、合算する所得が実際に税源浸食と利益移転によって生じたものであることを確実にしている。しかし、実質に基づくルールの事務的負担に関する懸念については、例えば、低い税率を適用されない会社へのルール適用を免除するなど、適切にターゲットを絞った CFC ルールの適用除外を導入することによって、軽減することができる。

1.1.4. 二重課税の防止

11. さらに検討すべきことは、二重課税の防止方法である。CFC ルールは外国子会社の所得に対して親法人所在地国で効果的に課税することから、例えば、子会社も CFC 所在地国で課税される場合、二重課税となる可能性がある。二重課税に係る懸念は、次のセクションで述べる税率による適用除外を CFC ルールに導入することによって小さくできる。また、各国の現行の CFC ルールでは、外国税額控除などの規定によっても二重課税を防止することとしている。上述の規定については、第 7 章の第六の構成要素の検討において、その概要を示す。

1.2 特定の政策目的

12. 上述の政策目的は、CFC ルールを有するほとんどの国で共通しているが、個々の国では、他のさまざまな政策目的を実現するための CFC ルールを設計することができる。CFC ルールが国の全般的な税制の一部であり、基礎となる税制が異なることを考慮に入れると、これは避けられない。結果的に、CFC ルールも、各国が異なる政策目的をどう優先付けるかによって、大きく異なる。CFC ルールの設計に影響を与える可能性のある根本的な相違点は、次の二点である。すなわち、(i) 国の制度が全世界所得課税方式であるか、テリトリアル課税方式であるか、(ii) 国が EU 加盟国かどうかである。

1.2.1 全世界所得課税方式とテリトリアル課税方式

13. 全世界所得課税方式を採用している場合、その CFC ルールは、現行では親法人所在地国で課税されていないあらゆる所得にも広範に適用される可能性があるが、親法人所在地国の全般的な税制にも依然として整合している。しかし、テリトリアル課税方式を採用すれば、CFC ルールが狭く適用され、親法人所在地国で課税されるべきであった所得のみを課税することで、親法人所在地国の全般的な税制により整合的となる。実際には、各国の税制は、ほとんどの場合、決して純粹に全世界所得課税方式でもテリトリアル課税方式でもなく、両者の間に位置する。このことは、国際競争力と課税ベースの浸食にいかに対処するかに関する各国の政策選択に影響を与える可能性がある。

1.2.1.1 国外所得の課税と国際競争力との間のバランスをとる

14. CFC ルールを設計するに当たっては、国外所得への課税と、外国子会社の所得に課税するルールに内在する国際競争力に係る懸念との間のバランスをとる必要がある。CFC ルールには、二つの主要な類型の国際競争力に係る懸念がある。第一に、広範に適用される CFC ルールを採用している国では、CFC ルールを採用していない国（又はより狭い CFC ルールを採用している国）と比較して国際競争上不利である可能性がある。居住者である会社に所有される外国子会社が、進出先国にある会社に所有されている会社よりも高い税を課されることになるからである。この国際競争力上の不利は、歪みにつながる恐れがある。例えば、グループ本社の立地場所の選択に影響を与えるか、インバージョンのリスクを増大させる可能性がある。また、グループが CFC ルールの影響を回避しようとする場合には、会社の所有や資本の構造にも影響を与える可能性がある⁵。したがって、CFC ルールが眞の経済活動を制限するか、又は歪める危険がある。第二に、強力な CFC ルールを採用している国の居住者である多国籍企業は、CFC ルールを採用していない国（又は著しく低い税率又は非常に狭い課税ベースを適用する CFC ルールを採用している国）の居住者である多国籍企業と比較して、国際競争上不利である可能性がある。この国際競争力に係る懸念が生ずるのは、両者の子会社が同じ国で事業を営んでいる場合において

も、CFC ルールが適用されることによって、前者の多国籍企業の外国子会社が、自社の所得に對して後者の多国籍企業の外国子会社よりも高い実効税率を適用されることとなるからである。

15. こうした懸念に対応するため、テリトリアル課税方式の採用国は、親法人所在地国から明確に移転された所得のみを課税する傾向が強く、これによって国際競争力に重点を置くこととなる。対照的に、全世界所得課税方式の採用国は、CFC ルールでより多くの所得に課税しようとする傾向が強く、これによって国外所得の課税に重点を置くこととなる。現行の税制は、ほとんどの場合、決して純粹に全世界所得課税方式でもテリトリアル課税方式でもないため、CFC ルールは、通常は、外国子会社の真の経済活動に関連するか、その可能性が高い、いわゆる「能動的」所得を適用除外にする。このアプローチは BEPS に対抗するためには完全に有効ではないかもしれないが、CFC ルールの設計に係る勧告の策定に当たっては、国外所得への課税と国際競争力の維持との間のバランスに留意する必要がある。

16. 国際競争力を維持するもう一つの方法としては、確実により多くの国が同様の CFC ルールを採用することが考えられる。したがって、各国が共同で作業して同様のルールを採用すれば、個々の国が CFC ルールを採用するか否かを検討する際に抱くかもしれない国際競争力に係る懸念を軽減できる余地がある。

1.2.1.2 課税ベース浸食の防止

17. CFC ルールがグループ会社の CFC への所得移転を防止することを意図している場合、それは、CFC ルールが親法人所在地国の課税ベースを保護することだけを意味するとは限らない。CFC ルールでは、親法人所在地国の課税ベースを保護することだけに焦点を合わせることもできるし、親法人所在地国の課税ベースの浸食と外国から外国への浸食の両方から保護することもできる。親法人所在地国の課税ベースの浸食に焦点を合わせるルールでは、CFC 所得について、親法人所在地国から移転された所得だけを含むように定義する。他方、外国から外国への課税ベースの浸食に焦点を合わせるルールでは、CFC 所在地国以外のあらゆる国で得られたであろうあらゆる所得を含める。前者の類型に基づけば、親法人所在地国の課税ベースの浸食に焦点を当てるので、第三国における活動から分離された CFC の所得は、CFC 課税の対象とならない。後者の類型に基づけば、外国間の課税ベースの浸食も含むので、こうした所得も CFC 課税の対象になる⁶。

18. 親法人所在地国の課税ベースの浸食だけに焦点を絞った CFC ルールは、次の二つの理由から、BEPS に対処する方法としては効果的ではないかもしれない。第一に、このルールでは、（例えば無国籍所得の場合など）どの国の課税ベースが浸食されているか判定できない可能性がある。第二に、仮にどの国の課税ベースが浸食されているかについて判定できたとしても、BEPS 行動計画では、第三国を含むすべての課税ベースの浸食を防止することを目指している。この問題は、外国から外国への課税ベースの浸食に焦点を当てた CFC ルールがない場合は、税率の低い国を通じて構成するインセンティブが働くかもしれないことから、開発途上国にとってとりわけ関連があるかもしれない⁷。

1.2.2 欧州連合における CFC ルール

19. 欧州連合の文脈の下では、特別な国際競争力に係る懸念が生じている。2006 年以降⁸、欧州裁判所（ECJ）の判例法では欧州連合内で適用される CFC ルールに制限を課していることが一般に認識されている。したがって、本行動項目に基づいて策定される勧告は、BEPS に対抗す

る上で有効になるよう十分に広範囲である必要があるが、一方で、要すれば、EU 加盟国が EU 法を遵守できるようにすることも必要である。この政策上の検討事項は、欧州連合の加盟国でない国も含めて、すべての国に影響を与える。勧告が EU 法に合致しないということは、加盟国はこうした勧告を欧州連合内で適用するために採用することができない、ということを意味するからである。次に、このことは、EU 加盟国に本拠地を置く多国籍企業グループには EU 加盟国以外の国に本拠地を置く多国籍企業グループと同等に強力な CFC ルールが適用されることはないことから、前者のグループが後者のグループに比べて、国際競争力の面で不利になることを意味する。

20. キャドバリー・シュウェップス社事件⁹及びその後の事件において、ECJ は、CFC ルール及びその他のクロスボーダー取引に適用される規定であって、租税回避の防止によって正当化されるものは、「経済的実体を反映していない完全に人為的な取決めであって、税務上の利益を得ることのみを目的として行うものに特に限定しなければならない」と表明した¹⁰。ECJ の判決は、欧州連合のすべての加盟国及び欧州経済領域（EEA）のすべての参加国に適用される¹¹。また、親法人所在地国及び CFC 所在地国が共に EEA 内にある場合にも適用される。

21. 本報告書の目的は、すべての国で実施可能な効果的な CFC ルールのための勧告を行うことである。勧告は、策定される場合には、EU 加盟国及び EU 非加盟国にとって同じものである。しかし、選択肢がある場合には、EU 加盟国は、EU 法に合致した選択を確実に行う必要がある¹²。

22. どのように EU 条約の基本自由を遵守するかを決めるることは、個々の EU 加盟国が決めることであるが、CFC ルールの設計に当たって、EU 加盟国は、採用可能で永続性のある CFC ルールを実施する際に、以下の項目を検討しうる。

- CFC が真の経済活動を行っていないかった場合にのみ、納税者に CFC ルールを課すという実質分析を導入する。一部の加盟国では、既に自らの CFC ルールを修正しており、こうした CFC ルールは真の経済活動には適用されず、その結果、ECJ 判決の「完全に人為的な取決め」の制限に関する解釈に整合している。
- CFC ルールを国内子会社と外国子会社の双方に対して平等に適用する。CFC ルールは、それ自体が非居住者を差別する場合に限り、設立の自由に整合しないことになる。このことは、キャドバリー・シュウェップス社事件の判決で明らかにされた。ECJ は、英国の CFC ルールにおける英国の被支配会社と非居住者の被支配会社の取扱いの相違に焦点を当てた。裁判所は、次のように述べて、この点について説明している。

この取扱いの相違によって、CFC に関する法令が適用される居住会社に租税上の不利が生ずる。〔省略〕当該居住会社が、CFC 法令が適用される範囲内にある CFC の利益に対して、仮に英国内に設立された子会社であれば得たはずの利益に対して納めるべき税よりも多額の税を納めていないという英国の裁判所が認定した事実を考慮に入れた場合であっても、当該法令の下では、当該居住会社が他の法人の利益に対して課税されるという事実は依然として残る。英国内で課税される子会社を有する居住会社又は EU 加盟国以外で設立された子会社であるが、より低い税率による課税の適用を受けない会社を有する居住会社においては、このようなことはない¹³。

したがって、CFC ルールにおいて、国内子会社を海外子会社と同様に扱う場合は、恐らく ECJ の判例法に基づいて差別的であると扱われるはずではなく、いかなる CFC ルールの正当化も不要である。こうしたアプローチによれば、国内外を問わず、いかなる被支配会社の配分可能な所得も、居住者の株主に合算されることになる¹⁴。

- CFC ルールを「部分的に完全に人為的な」取引に適用する。EU 加盟国の直接税のルールが設立の自由に関係し、かつ、差別をしていることが明らかになったとしても、それが正当化でき、かつ、適当である場合は、引き続き維持できる。先の CFC の事件で、EU 加盟国における CFC ルールが、完全に人為的な取決めの場面のみに限って正当化でき、かつ、適当であるといえることが明らかにされたが、ECJ の分析における二つの最近の動向では、現在では CFC ルールは、完全に人為的な取決めを超えて適用された場合でも、正当化でき、かつ、適当であるといえる可能性が示されている。一つは、CFC ルールは、完全に人為的ではない取決めをターゲットにした場合でも、租税回避を防止する必要があれば、正当化できる可能性があることが、いくつかの訴訟によって示されたということである。例えば、Thin Cap Group Litigation の事件では、ECJ は、過少資本税制の立法が不正な行為を防止する必要性によって正当化できるか否かを判定するに当たって、裁判所は「問題の取引が全部又は部分的に純粹に人為的な取決めであって、この取決めの本質的な目的が加盟国の税法をすり抜けることを示しているか否か」を判定しなければならないと表明した¹⁵。この文言が示唆しているのは、EU 加盟国の CFC ルールは、CFC が得た所得でそれ自体完全には人為的ではないものをターゲットにする場合でも、所得をもたらす取引が少なくとも部分的に人為的であれば、正当化できるということである。
- 課税権のバランスのとれた配分を明確に確保するように、CFC ルールを設計する。ECJ は、加盟国の税法の規定は、租税回避を防止する必要性以外を理由として正当化できる場合は、完全に人為的な取決めには限定されないかもしないということを示した。例えば、SGI¹⁶ 及び Oy AA¹⁷ の両事件で、ECJ は、問題のルールが完全に人為的な取決めに限定されていないという事実にもかかわらず、課税権のバランスのとれた配分を維持する必要性によって正当化できることを理由に、このルールを正当化し得ると表明した。SGI の事件では、ECJ は、「この正当化は、特に問題のシステムが、加盟国の領域内で遂行される行動に関連して、加盟国が課税管轄権行使する権限を危険にさらす恐れのある行為を防止するために設計される場合には、容認することができる。¹⁸」と明言した。裁判所によって、CFC ルールが課税権のバランスのとれた配分を維持する必要性によって正当化されることは、まだ明らかにされていないが、こうした訴訟で示されているのは、CFC ルールは、加盟国が自国の領域内で遂行される活動から生じた利益に課税する必要性によって説明できる場合は、さらに広範に適用することが認められうるということである。

注記

1. 以下を参照。Fleming、J. Clifton Jr.、Peroni、Robert J.及びShay、Stephen E.、「免除より悪い（Worse than Exemption）」59 ページ、Emory L.J. 79 ページ（2009 年）
2. 行動計画 8 – 10 に関する次の報告書を参照。「移転価格税制の成果と価値創造の一致（Aligning Transfer Pricing Outcomes With Value Creation）（OECD、2015 年）」。この報告書では、リスク・フリー金融リターンを、リスク管理能力に欠ける法人に配分している。
3. CFC ルールは、移転価格税制以外のルールとも相互に関係する。例えば、2014 年の「ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化（Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements）（OECD、2014 年）」の報告書において、勧告 5 では、各国がリバースハイブリッドに対する支払いに関して生じた成果についての損金算入／益金不算入を防止するために、自国の CFC ルールを改善することを奨励する際に、CFC ルールが重要であることを認識している。
4. 完全に機械的な CFC ルールは、本章で後に述べる理由によって、EU 法にも整合的ではない恐れがある。
5. 強力な CFC ルールによってインバージョンが起こる可能性があるという見方がある。すなわち、グループが CFC ルールの影響から逃れるために、親会社の居住性を変更するというものである。しかし、CFC ルールによってインバージョンのリスクが増大する可能性があるとしても、それが唯一の要因ではなく、税率や全般的な税制（例えば、全世界所得課税かテリトリアル課税か）等の他の問題も影響を与えている。このような理由のため、インバージョン及びこれに対処するためにいくつかの国が採用しているルールについては、本報告書では扱わない。ただし、各国は、これを別個の問題として検討してもよい。
6. 会社が自社の子会社をパートナーシップとするか法人とするかを選択できるようにしているルールでも、CFC ルールの焦点は絞られ、その結果、外国から外国への課税ベースの浸食は防止できなくなる。しかし、第 2 章で検討する修正ハイブリッド・ミスマッチルールは、こうした CFC ルールに対する選択の効果を排除するように設計されており、このような選択はあまり利用されなくなるかもしれない。
7. 開発途上国に対する行動項目 3 及び他の行動項目の効果に関する詳細については、BEPS 行動計画及び BEPS 報告書を参照されたい。両方とも、源泉国に対する CFC ルールの波及効果について述べている。
8. 2006 年に、欧州裁判所は、キャドバリー・シュエップス社及びキャドバリー・シュエップス・オーバーシーズ社対英国内国歳入庁の事件の判決 C-196/04 において、意見を表明した。本件では、加盟国の CFC ルールと EU 条約の設立の自由との整合性について検討している。
9. キャドバリー・シュエップス社及びキャドバリー・シュエップス・オーバーシーズ社対英国内国歳入庁の事件の判決 C-196/04（Cadbury Schweppes plc and Cadbury Schweppes Overseas Ltd v. Commissioners of Inland Revenue, C-196/04）。最近の事件でも、キャドバリー・シュエップス社事件における判決趣旨が繰り返して言及されている。Itelcar – Automóveis de Aluguer Lda. 対 Fazenda Pública の事件の判決 C-282/12（2013 年 10 月 3 日）において、ECJ は、基本的な EU の設立の自由を制限する国の措置が正当化しうるのは、経済的実体を反映していない完全に人為的な取決めで、その国の領域において遂行された活

動によって生じた利益に対して通常納めるべき税を回避することのみを目的としたものを持つターゲットにした場合であることを明確にした。Itelcar の事件で、ECJ はさらに続けて、当法廷の判例上明らかなことは次の通りであると述べた。ルールが、取引が税務上の理由のみで締結された完全に人為的な取決めであるかどうかを判定するために、目的及び証明可能な要素の評価に基づいている場合、当該ルールは、仮に当該取決めの存在を除外できない場合はいつでも、納税者に過度の行政的強制を行うことなしに、当該ルールで当該取引に存在していたかもしれない商業上の正当化の証拠を提供する機会を与えていれば、脱税又は租税回避を防止するために必要な基準を越えてはいないとみなすことができる。

10. Haribo Lakritzen Hans Riegel BetriebsgmbH 及び Österreichische Salinen AG 対 Finanzamt Linz、併合事件 (Joined Cases) C-436/08 及び C-437/08、第 165 段落
11. ECJ の判決は、欧州経済領域に関する協定で保護される基本的自由を解釈する範囲で、欧洲連合の加盟国でない国にも適用される。
12. 欧州連合の加盟国でない国も、EU 加盟国が採用した修正を実施することができると考えられる。
13. キヤドバリー・シュウェッペス社事件判決、第 45 段落
14. 少なくとも一つの国がこのようなアプローチを適用している。デンマークの法律には、デンマークの居住者である子会社、EU 又は EEA の居住者である外国子会社、EU 又は EEA 外の居住者である外国子会社のいずれについて、親会社が所有しているかにかかわりなく、異なる取扱いを一切行わないという効力がある。
15. 英国内国歳入庁を相手取った Thin Cap Group Litigation における Test Claimants、C-524/04、第 81 段落 (強調は引用者)
16. Société de Gestion Industrielle (SGI) 対ベルギー国、C-311/08 (2010 年 1 月 21 日) (設立の自由は、非居住者である当事者が関わる独立企業間価格に基づかない取引の場合には、加盟国が利益の修正を求めるなどを禁じてはいないと判示した。)
17. Oy AA, C-231/05 (2007 年 7 月 18 日) (設立の自由は、加盟国がグループ内移転に対する利子控除を居住者の会社に対する支払いに制限することを禁じてはないと判示した。)
18. SGI、第 60 段落。

参考文献

Fleming J. Clifton Jr、Peroni Robert J. 及び Shay Stephen E. (2009 年)、「免除より悪い (Worse than Exemption)」59 ページ、Emory L.J. 79 ページ (2009 年)

OECD (2015 年) 「移転価格の成果を価値創造に合致させる (Aligning Transfer Pricing Outcomes With Value Creation)」、OECD 出版、パリ

本翻訳は参考のための仮訳であって、正確には原文を参照されたい。

OECD（2014年）「ハイブリッド・ミスマッチ取決めの影響の無効化（Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements）」OECD出版、パリ
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264218819-en>

第2章：CFC 定義のルール

23. CFC ルールが適用できるか否かを確定するために、各国は次の二つの問い合わせ検討しなければならない。すなわち、(i) 外国事業体が CFC とみなされるであろう類型のものであるか否か、(ii) 外国事業体を CFC とする上で、親会社が十分な影響力か支配力を外国事業体に及ぼしているか否かである。

2.1 勧告

24. 事業体が CFC とみなされる類型であるか否かという文脈では、CFC の範囲に含まれる事業体を広範囲に定義することを勧告する。これによって、法人事業体を含めることに加えて、一定の透明事業体や恒久的施設（PE）に対しても、こうした事業体が BEPS に係る懸念を生じさせる所得を取得するが、他の方法ではこうした懸念に対処できない場合には、CFC ルールを適用しうることになる。さらに、事業体がそれぞれの国によって異なる税の取扱いを受けることで CFC ルールをすり抜けることを防止するために、ハイブリッド・ミスマッチルールの一形態を CFC ルールに含めることも勧告する。

25. 支配に関する文脈では、CFC ルールでは、少なくとも法的支配及び経済的支配の両方の基準を適用すべきことを勧告する。これによって、いずれかの基準を満たせば、支配があるということになる。各国は、法的基準及び経済的基準をすり抜けられないことを確保するために、実質基準（*de fact test*）を含めることもできる。CFC は、居住者（法人事業体、個人その他を含む）が少なくとも 50% 超の支配権を保有している場合に、支配されているとみなすべきである。ただし、より広範囲な政策目標を達成することを望むか、CFC ルールのすり抜けを防止することを望む国は、支配の基準をより低い水準に設定することができる。当該支配基準の水準は、関連者若しくは非関連居住者の保有持分の合計、又は共同して行動していると見られるすべての納税者の保有持分の合計に基づいて設定することができる。さらに、CFC ルールは、直接又は間接の支配のいずれかが認められる場合に適用されるべきである。

2.2 説明

2.2.1 事業体の検討

26. CFC ルールはその名称に基づけば法人事業体だけに適用されるように見えるかもしれないが、多くの国では、親法人所在地国の会社が、子会社の法的形態を変更するだけで CFC ルールをすり抜けることを確実に防止するために、限られた状況において、信託、パートナーシップ及び PE もその対象に含めている。

27. パートナーシップのような透明事業体は、その所得が既に親法人所在地国でカレントベースで課税されている限りにおいて、CFC とされるべきではない。しかし、透明事業体が BEPS に係る懸念が生じている所得を取得しているが、親法人所在地国においては課税されていない場合には、CFC ルールが次の二つのうちのいずれかの方法で適用されうる。第一に、CFC

所在地国における事業体に対する異なる取扱いのせいで CFC 所得が CFC 課税を免れることが絶対にないよう、CFC ルールにおいて透明事業体を CFC とみなすことが考えられる。こうした状況は、例えば、親法人所在地国の法律に基づけば課税対象となる事業体が、CFC 所在地国の法律に基づけばパートナーシップとなるような場合に生じうる。第二に、CFC が CFC ルールの適用を回避するために所得を透明事業体に移転することが絶対にできないよう、CFC ルールにおいて CFC が保有する透明事業体の所得を当該 CFC の所得として課税することが考えられる。

28. PE は、次の二つの状況の下では、CFC ルールの対象にする必要があると思われる。第一に、CFC ルールは、外国事業体が他国に PE を保有しているような状況にも適用できるくらい広範囲であるべきである。第二に、親法人所在地国が PE の所得を免税としていた場合に¹、外國子会社に生じた所得と同様の懸念を当該 PE の所得が引き起こす可能性がある。この場合、親法人所在地国は、所得免税を否認するか、又は CFC ルールを PE に適用することによって、この事態に対処しうる。

29. どの事業体が CFC になり得るかを判定する際に生ずるもう一つの問題は、商品や事業体の性格付けに関する親法人所在地国のルールによって、そのルールがない場合には CFC ルールに基づいて合算されるかもしれない支払いが認識されないか、又は CFC ルールの範囲外にあるとみなされる状況におけるハイブリッド・タックス・プランニングをどう取扱うかということである。例えば、親法人所在地国の事業体の分類ルールでは、多国籍企業グループ内の支払人と受取人を CFC ルールの適用上同一の事業体とみなすことができ、これによって、こうした事業体間における控除できるグループ内の支払いが、親法人所在地国の CFC ルールでは考慮されないこととなる。上述のルールでは、ルールがない場合には CFC 所得として合算すべきと考えられる所得を最終的には除外するが、これはかかる事業体を認識していないためにもたらされる事態である。この事態は、当該支払いが支払人の国において控除できる限りにおいて、外国から外国への課税ベースの浸食問題を引き起こす。

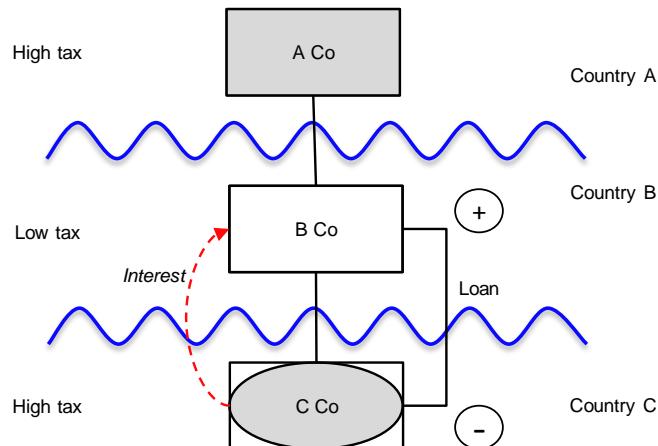
30. 各国がこの問題に対処することを勧告する。一つの方法としては、親会社の CFC 所得を算定する際に、CFC に対するグループ内支払を考慮に入れることを求める修正ハイブリッド・ミスマッチルールを検討することが考えられる²。可能性のあるアプローチとしては、以下の場合にグループ内の支払いを考慮に入れることが考えられる。

- 支払いが CFC 所得に含まれていない場合
- 親法人所在地国が、事業体及び取決めを支払又は受取人の所在地国と同一の方法で分類した場合には、当該支払いが CFC 所得に含まれていたと考えられる場合

31. 以下の事例は、このルールがいかに作用しうるかを説明したものである。以下に示す構造では、A 社は、A 国の居住者である会社で、B 国の居住者である会社 B 社の全株式を保有している。B 社は、同様に、C 国の居住者である会社 C 社の全株式を保有している。A 国と C 国は税率の高い国であるが、B 国は税率の低い国である。C 社は、A 国の税務上は認識されない事業体である。C 社は B 社から借り入れを行うが、C 社は、A 国の法律の下では透明事業体とみなされるため、B 社への利子の支払いは A 国の法律の下では無視され、その結果、A 国の税務上 CFC 所得の算定には含まれない。B 国も C 国も相手方の居住地国であり、この支払いは、いずれの国のルールによっても、ハイブリッド・ミスマッチを引き起こさないことから、この事例は、現在のところ行動 2 の下で勧告されたルールによっては、捉えられないことに留意されたい。むしろ、

C 社を透明事業体とみなしている A 国の法律の下でのみ、ハイブリッド・ミスマッチを引き起こす。

図 2.1. 修正ハイブリッド・ミスマッチルール



32. 利子の支払いは、控除できるグループ間支払である。CFC 所得の算定に含まれていないのは、親法人所在地国の法律の下での支払者の取扱いに原因がある。上述のルールの下では、利子の支払いは、A 社の CFC 所得を算定する際に、他の CFC が支払った利子の項目として含められる。

33. 上述の事例によると、事業体の分類における不一致が起こるが、同様の結果は、A 国の税務上株式とみなされる融資を用いた場合（これによって、利子の支払いは、A 国の CFC ルールの下では免税された配当であるとみなされる。）にも起こる可能性がある。この問題は、居住者の税務上の取扱いの差異を悪用する場合にも起こりうる。例えば、A 国は、税務上の居住者に関する独自のルールを適用して、B 社を C 国の居住者であるとみなすことができるかもしれない。これによって、利子の支払いは、同国内における例外³に基づいて認識されない。この下では、CFC 所在地国の居住納税者から所得を受領した場合、当該所得は、A 国の CFC ルール上 CFC 所得に含まれないことになる。この取決めはすべて、事業体又は商品の性格付けにおける不一致に依拠しているため、上述のルールに基づいて捉えることもできるであろう。

2.2.2 支配

34. 支配の定義に当たっては、次の二つの異なる判定が必要である。すなわち、(i) 必要な支配の類型及び(ii) 当該支配のレベルである。

2.2.2.1 支配の類型

35. 支配はさまざまな方法で確立することができるが、その概要は以下の通りである。

- **法的支配**では、通常は、居住者の株式資本の保有状況を見て、子会社に対して保有する議決権の割合を判定する。法的支配は、比較的機械的な基準であり、税務当局も納税者も容易に適用でき、また、十分な程度の議決権があれば、居住者が外国事業体の業務に責任を負う取締役会又はそれに相当する機関を選任することができ、その結果 CFC が居住者の指示に従って行動することを確実にするという事実を反映したものである。しかし、会社法は、会社の株式の構造のデザインに大幅な柔軟性が認めていることが多く、

その結果、支配の要件をすり抜けるために、人為的な株式の条件や構造を用いることができるようになっている。したがって、法的支配に焦点を当てるのでは狭すぎる恐れがあり、ほとんどの国では、経済的支配の概念も用いている。ただし、株式を取得（その結果、議決権も取得）する権利を検討する基準を、オプションなどの一定の期待権を通じて行えば、法的支配のいくつかの弱点を軽減するのに役立つ可能性がある。

- **経済的支配**では、会社の利益に対する権利や、解散又は精算など一定の状況の下での会社の資本や資産に対する権利に焦点を当てる。かかる基準で認識しているのは、居住者は、株式の過半数を保有していない場合でも、会社の基本的な価値に対する権利を通して事業体を支配できるということである。この権利は、解散に当たって事業体の株式資本又は事業体の資産を譲渡する際の収益に対する権利に由来する可能性がある。譲渡や解散の場合のほかに、利益を分配する権利も含まれる。経済的支配も、比較的機械的な基準であり、客観的に評価できる事実に焦点を当てている。確かにいくらか複雑になるが、実際には、会社の株式の過半数を保有する者は、この事実を承知している可能性が高く、当該被支配関係に関して他の報告義務を有している可能性もある。しかし、新たなグループの持株会社を差し込むことを含めたグループ再編成によって、最も明白に経済的支配基準がすり抜けられる恐れがある。かかる状況の下では、以前の親法人が遂行する基本的なビジネス又は意思決定及びビジネスの支配のレベルには、ほとんど変化がないか、全く変化がないにもかかわらず、法的支配も経済的支配も変化する可能性がある。
- **実質支配**では、会社が税務上居住者であるかを考える場合に、多くの国が検討するのと同様の要因に目を向けることができる。例えば、各国は、外国会社の業務に関して誰がトップレベルの決定を行うか、又は誰が外国会社の日常活動を指揮し、影響を与える権限を有しているかを見ることができる。もう一つのアプローチでは、納税者が CFC に対して支配的な影響を及ぼすことを認める CFC との特定の契約上の関係に焦点を当てることができる。しかし、実質支配基準は、他の支配基準のすり抜けを確実に防止するために、通常は租税回避防止ルールとして機能するものである。したがって、実質支配基準では、事実・状況関係に関する重要な分析と、多少の主観的な評価が必要である。もしすべての事案に適用された場合には、納税者にとってはコストが増大し、さらに複雑性及び不確実性をもたらすことになる。その上、居住者ルールの運用にあたっての各の経験に基づくなら、上述の基準の類型は、回避することも比較的容易であり、その結果、税務当局にとって証明することが困難になる恐れがある。
- **連結に基づく支配**では、会計原則（例えば、国際財務報告基準（IFRS））に基づいて非居住者である会社が居住者である会社の会計と連結されているかどうかを見ることができる。これは、上述されたアプローチと根本的には異なる。実際、法的支配基準や実質支配基準と同様に、会計原則でも、他の事業体に対して支配的な影響を及ぼすための議決権やその他の権利などの基準に言及する。しかし、会計原則では、この基準を事業体が連結されるべきか否かを確定するために用いる。例を挙げると、IFRS 10 では、納税者は、例えば子会社の収益に最も著しく影響を与える活動を指揮する権限を付与する権利を有している場合には、いかなる事業体も連結すべきである。この権限は、子会社の事業活動に関連する分野における議決権か、又は一般には子会社に対する支配的影響力かに基づいており、法的支配と実質支配を効果的に検証する。

36. 上述のアプローチは、すり抜けを防止し、ルールの効果的な運用を確保するために、組み合わされることが多い。上述の分析に基づき、支配基準は、少なくとも法的支配と経済的支配を含めた併用アプローチに重点を置くべきである。上述の基準は両方とも、合理的に機械的であり、関連する事務的負担及びコンプライアンス上の負担を軽減するはずである。しかし、各国は上述の基準を、実質基準か会計上の連結に基づく基準のいずれかで補完することを検討することもできる。これらの基準は、両方とも（特に広範囲の実質基準）複雑さやコンプライアンス・コストを増大しうる。したがって、後者の二つの基準のうちいずれかを特定の問題（インバージョンによって引き起こされた問題など）に対処するために用いてみることを希望する国は、CFCの適用上、その支配の概念を適用するよりも、個別にターゲットを絞った規定を適用する方が、この問題に効果的に対処できるかもしれない。

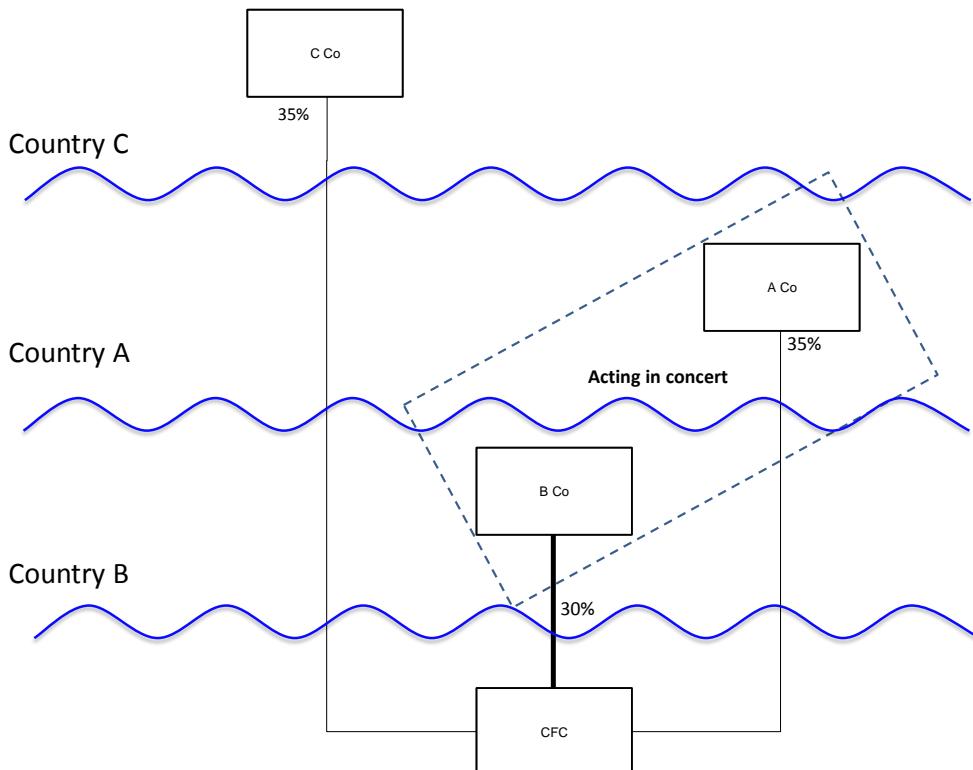
2.2.2.2 支配のレベル

37. CFC ルールにおいて実際に支配をもたらすものが確定すれば、次の問題は、どの程度の支配があれば、CFC ルールを適用するのに十分であるかということである。支配関連者が外国会社に所得移転する権限がある場合をすべて対象とすることを目指すのであれば、CFC ルールでは、最低限でも居住者である納税者が外国事業体の法的持分又は経済的持分の 50% 超を所有している状況を対象とする必要がある。既存のルールの中には、親会社がちょうど 50% を所有する場合に支配があるとしているものもあるが、大多数のルールでは、50% を超える支配を要求している。50% 以下しか所有しない場合でも、一定の状況の下では、親会社が影響を及ぼすことができる可能性があるため、各国は、支配の基準値を自由に 50% 未満に引き下げができる⁴。

38. この 50% の基準値が満たされているか否かの判定は、支配が単独の居住者の株主によって保有されている場合は簡単である。しかし、株主は、他の状況の下でも影響を及ぼすことができ、既存のルールでは、通常こうした場合も同様に支配ルールの対象にしようとしている。支配基準の基本的な一般原則は、影響を及ぼすために共同で行動している少数株主について、支配基準を満たしているか否かの判定の際に、持分を合計されるべきであるということである。少数株主が共同して行動しているか否かについては、少なくとも三通りの方法で判定ができる。各国が、支配があるか否かを判定する際に、実際に影響を及ぼしている少数株主を確実に考慮に入れるために、これらのアプローチのうちの一つを採用することを勧告する。

39. 少数株主が共同して行動しているか否かを判定する第一の方法は、「共同行動」基準を適用することである。この基準では、事実に基づく分析を適用して、株主が実際に CFC に影響を及ぼすために共同で行動しているか否かを判定する。共同で行動している場合は、その持分を合計して、CFC が CFC ルールの対象になるか否かを判定することになる。事務的負担とコンプライアンス上の負担が著しく大きくなるため、このアプローチはあまり一般的ではない。しかし、この利点の一つは、納税者が実際に共同で行動している場合に、機械的な性格の強い基準よりも正確にそれを識別できるということである。共同行動基準がいかに機能するかについての事例は、以下に示す通りである。

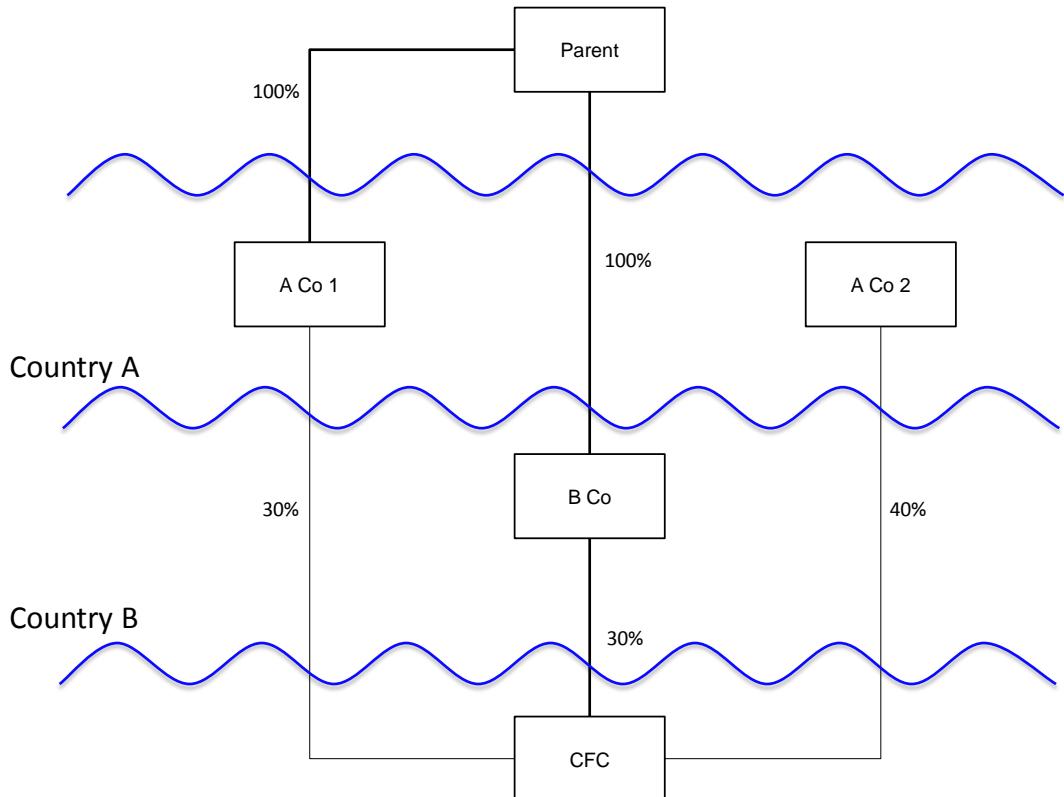
図 2.2. 共同で行動する非関連者が保有する支配持分



40. C社、A社及びB社はいずれも非関連者である。A国のCFCルールでは、適用に当たって、50%超の支配権があることを要求している。A国には他に居住者である納税者はいないので、A国に居住者と非居住者の両方の持分を合計する共同行動ルールがなく、共同行動ルールが適用できないことがわかっている場合は、CFCの所得はA社には合算されないことになる。上述の通り、共同行動ルールでは、居住者と非居住者の両方に適用する場合は特に、複雑さが増し、コンプライアンス・コストも増大する。しかし、この基準では、CFCルールのすり抜けを防止することもできるだろう⁵。

41. 少数株主が共同して行動しているか否かを判定する第二の方法は、当事者の関係に着目することである。50%の基準値を満たしているか否かを判定する際に、ルールでは関連者の持分しか対象にしていない場合、事実に基づく共同行動の基準は必要なくなるが、関連者が関与する構造から生じた利益移転の機会に、より直接的に焦点を合わせることから、適用が狭まることがある。しかし、BEPSの構造には、完全所有子会社又は少なくとも関連者に所有されている子会社が関与することが多いので、関連者に焦点を合わせることで、BEPSに係る懸念を引き起こすほんどの構造を対象にすることもできる⁶。関連者基準がいかに機能するかについての事例は、以下に示す通りである。

図 2.3. 関連者が保有する支配持分



42. A社1とA社2はA国の非関連の居住者である。A国でのCFCルールを適用するためには、共同で行動する関連者又は関連の居住者が、CFCに対して合計して50%超の持分を有していなければならない。親会社C社は、A国における支配要件をすり抜けるために、CFCに対する持分をA社1とB社に分割する。しかし、A国が関連者ルールを適用し、支配を判定するために関連者の持分を合計すれば、A社1とB社が所有権を共有しているが、これは両方とも親会社が所有していることから、A社1が支配権のある株主であることがわかる。これによると、CFC所得の30%がA社1に合算されることになる。A社2には、いかなる所得も合算されない。共同行動基準の下でも、同一の結果はおそらく得られるだろう。所得がB社に合算されるか否かは、B国で実施されているルール次第であると考えられるが、B国が関連者ルールと同一の形態でルールを実施している場合には、CFC所得の30%がB社にも合算されることになると考えられる。

43. 少数株主がCFCに影響を及ぼしているか否かを、CFCルールで判定する第三の方法は、集中所有要件を課すことである。例えば、米国においては、個々の持分が10%を超えていく限りにおいては、CFCに対する居住者の持分はすべて合計される。このアプローチによれば、居住者の集中したグループの持分が検討されることになる。また、支配の10%の基準値は、どの居住者が自らに配分される所得を保有するかの判定にも用いることができるため、合算のための別個のルールも必要なくなる。あるいは、集中所有要件では、所有権が、所有割合にかかわりなく、少数（例えば、5人以下）の居住者の株主に分割されていることを要件とすることもできる。しかし、これによって、事務的懸念及びコンプライアンス上の懸念が生じうる。CFCルールは、ある低い基準値（例えば10%）を超えるすべての持分を合計するか、単に所有者の

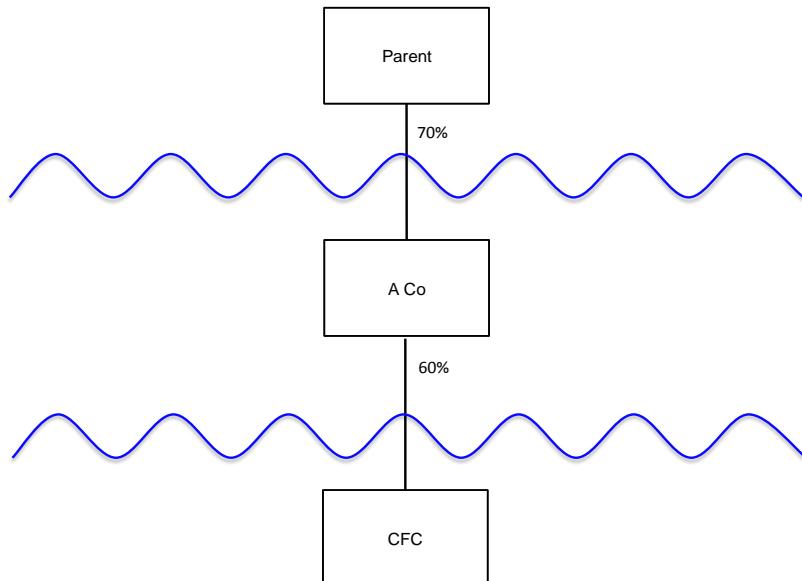
数に焦点を合わせるだけでは、納税者が実際に共同で行動しているか否かを常に正確に確認することはできないと思われる。

44. 集中所有ルールは、上述の図 2.3 を参照して説明することもできる。A 国が支配要件を拡大して、居住者の株主の少数のグループがある場合にルールを適用する場合（この状況では A 社 1 と A 社 2）、CFC ルールが適用され、CFC の所得の 30%が A 社 1 に合算され、40%が A 社 2 に合算される。これによって、ルールのすり抜けは防止できるが、所得が A 社 2 に合算される。このことは、40%保有の状況の下では心配には当たらないかもしれない。しかし、居住者の少数のグループに焦点を合わせる基準では、A 社 2 は、A 社 1 と共同で行動しておらず、所得や利益を CFC に移転する実際の権限を有していない場合でも、利益を合算される可能性がある。

45. こうした三つのアプローチのいずれかで、非居住者の納税者の持分を含める場合、支配規定はさらに複雑になる可能性がある。しかし、各国が、関連者又は非関連者が共同で行動して、CFC の支配規定をすり抜けようとする懸念している場合には、こうした追加の措置も検討しうる⁷。したがって、上述の勧告では、支配のレベルを判定する際に非居住者も考慮に入れることは勧告していない。しかし、すべての勧告と同様に、本章に含まれる勧告は、最低限の事項を定めているだけである。さまざまな政策目標を持つ国は、50%の基準値（又はこれより低い任意の基準値）を満たしているか否かを判定する際に、非居住者の持分を対象にすることができる。各国がこのオプションを選択した場合、居住者である納税者への課税を CFC 所得に対する当該納税者の実際の持分（合計額ではなく）に限定すれば、二重課税に対するあらゆる懸念をなくすことができるはずである。

46. 三つのアプローチのいずれを採用するかにかかわりなく、支配は、利益移転の機会は子会社が中間持株会社を通じて間接的に保有されている場合にも生ずるため、直接支配と間接支配の両方を含めるように定義すべきである。CFC ルールが間接的保有に適用されない場合、非常に簡単に回避することができる。下記の事例では、間接支配から生ずる問題の一つ、つまり、支配の基準値を下回っている場合の間接支配のレベルについて、所有の連鎖のそれぞれのレベルで支配の基準値を満たしている場合には、支配があるというべきかどうかということに関して示している。

図 2.4. 間接的支配持分の算定



47. この事例では、親法人は A 社に対して 70% の持分を保有しており、A 社は CFC に対して 60% の持分を保有している。したがって、それぞれの段階で 50% 超の支配がある。しかし、親法人自体は CFC に対して 42% ($70\% \times 60\%$) の持分しか有していない。この限られた法的支配にかかわらず、A 社は CFC に影響を及ぼす十分な経済的支配を有しており、親法人は A 社に影響を及ぼす十分な経済的支配を有している。したがって、次の通り勧告する。CFC ルールでは、所有の連鎖の各レベルで支配の基準値を満たしていることから⁸、親法人は CFC に対して十分な支配を有しており、支配の基準値を満足しているとすべきである。しかし、親法人に合算される所得の額は、実際の経済的持分である 42% に限定すべきである。

48. すべての国が CFC ルールを導入するなら、直接支配と間接支配の両方を支配の分析の対象にした場合、恐らく二重課税の可能性が増すと考えられるが、二重課税を軽減又は排除するルールによって、これに対処すべきである⁹。

49. 親法人所在地国の会社が支配を有しているか否かの判定に当たっては、いつ支配が確定したとすべきか、さらには、どの類型の事業体が支配を有していると考えられるかを判定するルールも必要である。第一の問題に関して、多くのルールでは、年度末時点での程度の経済的持分又は法的持分を保有しているかに基づいて支配を判定している。しかし、このルールのすり抜けを懸念する国では、濫用防止規定を設けるか、又は 1 年のうちいずれの時点において親会社が必要な支配のレベルを有しているか否かを判定するルールを設けることもできる。第二の問題に関して、居住者である株主が所得を外国子会社に移転する機会を得るすべての状況を確実に対象にするために、CFC ルールでは、すべての居住者である納税者により保有される持分を検討すべきであり、法人事業体や他の限られたグループに限定すべきではない。

注記

1. これには、国内法に基づき PE に相当すると定義された支店も含まれる。
2. これだけがこの問題に対処する唯一の方法ではない。例えば、第 4 章で述べるものと同様の超過利益アプローチを実施する国では、当該アプローチが図 2.1 に示すような状況で得られた所得を無視しない場合は、この類型のハイブリッド・ミスマッチに対処するための追加のルールは必要ないであろう。
3. 米国を含むいくつかの国では、同一国内の会社間で行われる支払いについて、CFC ルールに例外を設けている。
4. CFC ルールの中には、50%未満の所有でも支配力を行使できることを認識しているものもある。例えば、ニュージーランドの CFC ルールでは、ニュージーランドの居住者が外国子会社の 40%以上を所有している場合に、支配の基準値を満たしているとする。注意すべきことは、基準値をさらに引き下げる場合、EU 加盟国の CFC ルールに関して、それが他の加盟国の CFC に適用されていない場合であっても、EU の法的懸念を引き起こす可能性があるということである。これは、基準値が下がれば、CFC ルールが、第三国の居住者及び他の加盟国の居住者を差別する加盟国のルールに適用される設立の自由及び資本の移動の自由にも関係する可能性があるからである。この懸念が生ずるのは、基準値が「相当の影響力」のレベル未満に切り下げられる場合だけである。
5. ジョイント・ベンチャーの場合にも、上述と同様の状況が生ずる可能性がある。国によつては、ジョイント・ベンチャーに対処する特定のルールを有しているところもある。英国の CFC ルールの下では、英国の居住者でジョイント・ベンチャーの 40%を保有するパートナーは、英国の非居住者で当該ジョイント・ベンチャーに少なくとも 40%以上 55%以下の法的・経済的持分を有する者がいる場合には、当該ジョイント・ベンチャーに支配権を有しているとみなされると考えられる。このルールには、「共同行動」基準タイプのルールと同様の効果がある。
6. この基準では、BEPS に係る懸念を引き起こすすべての構造を対象にはできないかもしれないが、他の行動項目では、非関連者が一定の成果を実現するために共同で行動している可能性を認識している。例えば、ハイブリッド・ミスマッチ取決めに関する作業では、非関連者が関わる仕組まれた取決めも対象にしている。
7. 持分を対象に含めうる非居住納税者には、居住者である株主の同族グループのメンバーや国内の親会社の取締役も含みうる。
8. 例えば、あるレベルで支配が確定した場合に、CFC ルールの中には、次のレベルにおける間接支配のレベルを決定する上で、現レベルにおける支配を 100%とみなすものもある。
9. 以下の第 7 章を参照されたい。

第3章：CFCの適用除外及び足切り要件

50. CFCの適用除外と足切り要件は、課税ベースの浸食や利益移転をほとんどもたらさないと思われる事業体を除外し、利益移転の機会が増大していることを示す特徴や行動が少なからず見られるがためにリスクが高まっているケースに注意を集中することによって、CFCルールの範囲を限定するために用いることができる。したがって、この規定は、一定の会社にはCFCルールが及ばない（ただし、こうした会社は、この規定のいかなる要件にも合致していることを示すために、一定の報告要件を満たすこと必要である可能性がある。）ことを確保することで、CFCルールをよりターゲットを絞り、より有効にすることができるだけでなく、全般的レベルで事務的負担を軽減することもできる。

3.1 励告

51. 親法人所在地国で適用される法人税率と十分に類似した実効税率が適用される法人を、CFC課税の対象から除外する、税率による適用除外を導入することを勧告する。この税率による適用除外の効力は、親法人所在地国で適用される税率を有意に下回る実効税率が適用されるすべてのCFCが、CFCルールの適用対象になるということである。この適用除外は、ホワイトリストなどのリストと組み合わせることができると考えられる。

3.2 説明

52. 以下の三つの異なる類型のCFC適用除外と足切り要件が、この作業に参加した国によって検討された。

- (i) デ・ミニミス金額設定（この金額未満ではCFCルールを適用しない。）
- (ii) 租税回避防止要件（租税回避の動機や目的が見られる状況にCFCルールの焦点を当てる。）
- (iii) 税率による適用除外（親会社よりも低い税率の国の居住者であるCFCだけにCFCルールを適用する。）

3.2.1 デ・ミニミス基準

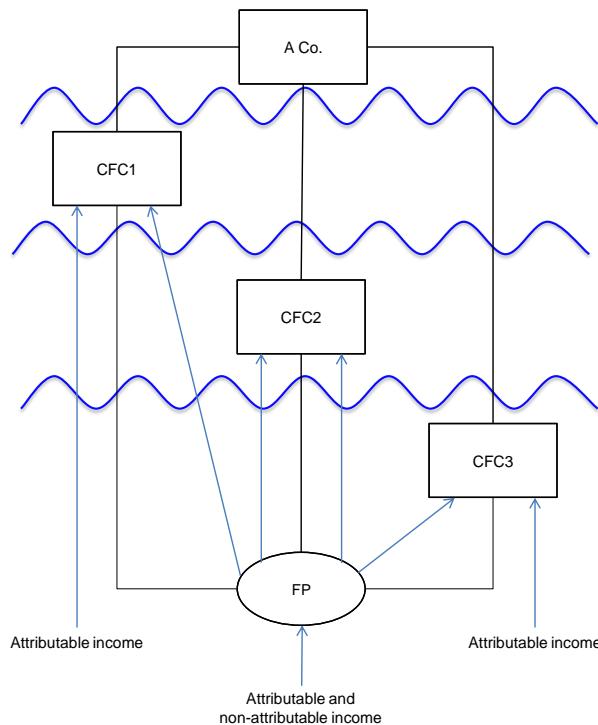
53. デ・ミニミス基準では、一定の会社を確実にルールの対象外にすることによって、事務的負担を軽減でき、CFCルールのターゲットをより絞り、効果をより高めることができる¹。多くの国のルールには、既にデ・ミニミス基準が設けられており、この下では、この基準がない場合にはCFC所得とみなされる所得が、一定の上限の枠内にある場合は、親会社の課税所得から除外される。一般に、各国は、事業体の合算すべき所得がCFC所得の一定割合未満であるか、CFC所得の一定額未満である場合、又は課税される利益が一定額未満である場合に事業体ベースで適用除外を与えている。ルールの中には、移転されるリスクがより大きいことがわかる一定の類型の利益に個別の上限を設けているものもある。例えば、英国のルールでは、二つの異

なる基準値を用いており、かなり高めのデ・ミニミス基準が、非常に可動性が高いと思われる所得をそれほど多くは取得していない CFC に適用されている。

54. デ・ミニミス基準がすり抜けられる可能性のある一つの方法は、細分化することである。この下では、会社は所得を複数の子会社に分割し、それぞれが基準値を下回るようにする。各国の現行のルールでは、このようなすり抜けを防止する予防措置を設けていることが多い。これによってルールの複雑さが多少増すかもしれないが、各国の経験上明らかになったのは、こうした予防措置は、デ・ミニミス基準の目的である事務的負担とコンプライアンス上の負担を軽減することとは、必ずしも矛盾するものではないと思われるということである。例えば、米国のルールに基づくデ・ミニミス基準では、全般的な濫用防止ルールを設けており、複数の法人を個別に組織し、取得し、管理する主たる目的が、デ・ミニミス基準の下で所得が合算すべきであるとみなされることを防ぐことにある場合に、二つ以上の被支配外国法人の所得を合計し、単一の法人の所得とみなす。かかる濫用防止ルールでは、デ・ミニミス基準の潜在的な事務的負担が増大するが、米国のルールでは、この増大した負担を、複数の CFC が関連者であり、かつ、以前に単一の CFC が行っていたビジネスを経営している場合、又は関連するパートナーシップのパートナーとしてビジネスを経営している場合に、その複数の CFC の所得を単一の法人の所得と自動的にみなす反証の推定によって緩和している。ドイツのルールの下では、全般的なデ・ミニミス基準に、合算すべき所得が CFC のレベルと株主のレベルの金額と同一の金額を超えてはならないという要件がかかる。この意味するところは、一の CFC の合算すべき所得が基準値を超えていない場合でも、いくつかの CFC に対する納税者のすべての株式保有を合計すると当該基準値を超える場合は、当該一の CFC は CFC ルールの対象になるということである。この二つの異なる類型の細分化防止ルールの事例は、以下に示す通りである。

55. 以下の図 3.1 では、A グループは事業を再整理し、以前には単一の CFC に生じた所得を、異なる地域にある三つの CFC に確実に分割するようにしている。再編の後、A 社は三つの被支配外国法人の唯一の株主である。CFC1、CFC2 及び CFC3 の課税年度はすべて同一である。また、三社は、パートナーシップに分類される C 国にある外国事業体 (FP) のパートナーである。現行の課税年度では、CFC 各社は合算すべき所得の一部を FP から、一部を個別に引き受けた活動から取得している。

図 3.1. デ・ミニミス基準



56. A 国のデ・ミニミス基準の下では、合算すべき CFC 所得の合計が総所得の 5% 又は 100 万のうちの少ない方に満たない場合、合算すべき CFC 所得は、居住者の課税上考慮されない。下表の数字に基づくと、各 CFC が取得する現行課税年度の合算すべき所得（FP から得られる所得も含む。）は、各 CFC の総所得の 5% 未満であるか、又は 100 万未満である。

	CFC 1	CFC 2	CFC 3
総所得	3 000 000	7 000 000	11 000 000
総所得の 5%	150 000	350 000	550 000
合算すべき所得	140 000	348 000	547 000

57. したがって、濫用防止ルールを適用することなしに、各 CFC は、デ・ミニミス基準の適用によって、合算すべき所得を有していないとみなされる。

58. しかし、A 国が米国と同様の濫用防止ルール又はドイツと同様の細分化防止ルールのいずれかを有しているなら、A 社は、外国子会社が取得した所得に関して、CFC 課税の対象になると考えられる。A 国には濫用防止ルールがあり、CFC が関連者である場合（又は複数の法人を個別に組織し、取得し、管理する主たる目的が、デ・ミニミス基準の下で所得が合算すべきものとされることを防ぐことにある場合）に、デ・ミニミス基準の算定上、三つの CFC すべての所得を一つの CFC の所得とみなす場合、合算すべき所得は合計される。三つの CFC の合算すべき所得の合計は 1 035 000 になり、デ・ミニミス基準の 1 000 000 を超えるので、A 国の CFC ルールに基づいてこの合計は考慮されることになる。そうではなくて、A 国に株主のレベルの合算すべ

き所得が CFC のレベルの合算すべき所得を超えてはならないというルールがあれば、個々の CFC のレベルの合算すべき所得は著しく低いが、株主レベルの合算すべき所得は 1 035 000 となることから、この場合にも、デ・ミニミス基準を超えることとなる。

59. したがって、この構成要素の下では、デ・ミニミス基準に対する一般的な勧告はないが、各国がかかる基準を選択する場合、ベストプラクティスは一つの細分化防止ルールと組み合わせることである。

3.2.2 租税回避防止要件

60. 租税回避防止基準の要件は、租税回避の結果となる取引や構造だけを CFC ルールの対象にする。これによって、予防策としての CFC ルールの有効性が狭まり、CFC ルール適用の最初の要件 (up-front rule) として運用されるなら、CFC ルールの事務的負担やコンプライアンス上の負担が増大する可能性もある。さらに、CFC 制度の範囲内の所得を定義するルールが適切にターゲットを絞れていれば、租税回避防止要件は必要でなくなるはずである。したがって、租税回避防止要件については、本報告書ではこれ以上は検討しない。しかし、このことをもって、課税ベースの浸食や利益移転に対処する CFC ルールにおいて、租税回避防止要件が何の役割も果たせないことを言おうとしているわけではない。

3.2.3 税率による適用除外

61. ほとんどの CFC ルールでは、一定のレベルを超える税率を課される CFC を適用除外する、税率による適用除外を設けている。かかる適用除外は、次の二つの理由に基づいて設けられている。第一に、このアプローチが意味しているのは、ルールは、外国の低率の課税の利益を得て、その結果利益移転の最大のリスクをもたらす会社だけに適用することである。第二に、軽課税の CFC に焦点を当てることによって、納税者に高い確実性を提供し、全般的な事務的負担を軽減することができるということである。しかし、税率による適用除外は、CFC ルールでは高税率又は中程度の税率の国へ所得移転する親法人所在地国の課税ベースの浸食についてはまだ認めていることから、当該ルールが課税ベースの浸食と利益移転のすべてを防止しないことを意味しているといえる。そのため、いくつかの国では、かかる適用除外を設けていない。

62. 各国が、いつ CFC が低率の税を納めたかを決めるには、さまざまな方法がある。各國は、納税者に対して、個々のケースごとに比較するアプローチを適用するよう要求することができるし、プロセスを簡素化するために、ホワイトリスト又はブラックリストを用いることもできる。リストを用いれば、通常は CFC の税率について個々のケースごとの分析をしなくともよくなるし、各國が低率の課税を適用しているか否かを伝える手段にもなる。ブラックリスト又はホワイトリストを用いると、税務当局は CFC ルールを適用するか否かを容易に判定でき、納税者は CFC ルールの対象になるか否かを容易に知ることができるようになる。したがって、ホワイトリストなどのリストの使用が、この構成要素における勧告に盛り込まれている。例えば、英國にはホワイトリストがあり、課税ベースや税率に関して英國と非常に類似していると列挙された国に所在する CFC を、他のいくつかの条件を満たしていることを条件に除外している²。フィンランドは、租税条約締約国（EU 加盟国を除く。）のうち、名目税率と税制優遇策に基づいて、軽課税とみなすべき国のリストを発表している。ただし、こうした国にある会社については、会社自体がフィンランドに立地していれば納めたと思われる税の 5 分の 3 未満しか納税していない場合に限って CFC とみなされる。したがって、このアプローチでは、CFC は軽課税であるという仮定を立てているが、この仮定は実際に納められた税額との比較により裏付けられなければならない。

い。スウェーデンでは、同様のアプローチを適用しており、各国を次の三つの類型に分割している。すなわち、(i) いかなる事業体も CFC とは考えられない国、(ii) CFC 所得のない事業体は CFC ではないが、一方で CFC 所得のある事業体については、税率による適用除外と比較される国、(iii) すべての所得が税率による適用除外と比較されるべき国である。オーストラリアでは、ホワイトリリストアプローチを適用しており、同国の税制と同様の所得税制を導入している国の居住者である会社は CFC 課税の対象にしていない。したがって、リストに載った国にある CFC は、税の軽減措置の対象になっていない限りは、オーストラリアの CFC ルールの適用から除外される。

63. 税率による適用除外では、CFC が課税される税率が所定のベンチマークを下回ることが必要である。税率による適用除外では、次の二つのベンチマークのうち、一つを採用する。すなわち、CFC 所在地国の税率を軽課税とみなされる特定の固定税率と比較するか、又は CFC 所在地国の税率を親法人所在地国自体の税率の一部又は一定割合と比較する。両方のアプローチは、利益移転のインセンティブは実効税率間に著しい差がある場合に拡大することを認識しているため、BEPS に対処するルールのデザインの文脈において同等に関連性がある。

64. 第一のアプローチの下では、各国は、固定税率について、下回れば CFC ルールが適用される可能性のある税率よりも低く設定する必要がある。かかるアプローチの一つの例は、ドイツの CFC ルールであり、当該ルールでは 25%未満のあらゆるレベルの課税を軽課税と定義している。第二のアプローチでは、その代わりに、親法人所在地国に納められたとした場合の税の一定割合に基づいて、税率による適用除外を計算するものであり、そこでは、税率と課税ベースの両方が分析に含まれる。英国とフィンランドの CFC ルールが、このアプローチの例を示している。英國法の下では、「現地の課税額」が「対応する英國の税」の少なくとも 75%であれば、軽課税には当たらない。上述の通り、フィンランドのルールの下では、会社自体がフィンランドに納めたであろう税の 5 分の 3 未満しか納税していない場合に、軽課税制度が適用されるとみなされる。いずれのアプローチを採用した場合でも、ベンチマークは、CFC ルールを適用する国の税率に比して有意に低い水準にすべきである。ほとんどの CFC ルールでは、高くても法定の法人税率の 75%のベンチマークを適用している。

65. ベンチマークが設定されると、CFC ルールでは、ベンチマークと比較するために、CFC 所在地国の税率を決定しなければならない。現行の CFC ルールでは、次の二つの方法のうちの一つで決定を行っている。すなわち、ベンチマークを (i) CFC 所在地国における名目（又は法定）税率、又は(ii) CFC の実効税率³のどちらかと比較する。法定税率を用いれば、事務的な複雑さとコンプライアンス・コストを軽減することができるが、勧告するのは実効税率を用いることである。後者のアプローチでは、課税ベースや CFC が納める実際の税率を上下させる可能性があるその他の税法の規定を考慮することになり、したがって法定税率に焦点を当てるよりも、さらに正確な比較を行えることとなる。しかし、実効税率を用いるということは、税率による適用除外を満たすかどうかについては、二段階で決定しなければならないということになる。最初に、実効税率を算定しなければならぬ、これには、CFC が納めた税額と CFC が取得した所得額の両方を決定する必要がある。次に、実効税率をベンチマークと比較しなければならない。

66. 実効税率の決定は、通常は CFC 所在地国における実際の納税額の、親会社／株主の所在地国のルール又は国際財務報告基準（IFRS）などの国際的な会計基準のいずれかに基づいて算定される総課税所得に対する比率に基づく。この手法では、通常、法定税率が軽課税であるとはみなされない状況においても、軽課税は、次の二つの場合の結果として生ずると認識している。すなわち、(i) 課税ベースが縮小される場合又は (ii) 課税後の納税額の還付若しくは課税の不

本翻訳は参考のための仮訳であって、正確には原文を参照されたい。

実施により税負担が軽減される場合である⁴。これについては、以下の二つの事例で示すことができる。

a) **事例 1 :** C 国のある CFC は、1 年に 80 000 の所得を生み出す。A 国では、自国のルールに基づいて算定した課税ベースを考慮に入れながら、実効税率が固定税率 25%を下回った場合に CFC ルールを適用する。C 国では、投資を促進するため、課税所得を算定する際に 20%の所得免除を認めている。

C 国における実際の納税額の算定 :	
C 国における所得	80 000
所得免除 (20%)	16 000
課税所得	64 000
法人税納税額 (30%)	19 200
実際の納税額	19 200
C 国における所得 :	
C 国における所得 ⁵	80 000
実効税率の算定 :	
19 200/80 000	24%

b) **事例 2 :** C 国にある CFC は、1 年に 80 000 の所得を生み出す。A 国では、自国のルールに基づいて算定した課税ベースを考慮に入れながら、実効税率が固定税率 25%を下回った場合に CFC ルールを適用する。C 国は投資を促進するための適用除外を与えない。しかし、C 国のルールに従えば、CFC の株主は、配当の支払いに当たって CFC が納めた法人税の 20%相当額の還付を請求できる。A 国では、配当金は免税になる。

C 国における実際の納税額の算定 :	
所得	80 000
課税所得	80 000
法人税納税額 (30%)	24 000
配当の際の還付 (24000 の 20%)	4 800
実際の納税額	19 200
C 国における所得 :	
C 国における所得 ⁶	80 000
実効税率の算定 :	
19 200/80 000	24%

67. 事例 1 と事例 2 の両方とも、実効税率が固定税率 25%未満であるため、税率による適用除外は適用されない。したがって、実効税率の算定では、事例 1 と事例 2 で示した状況が、確実に CFC ルールの対象になるようにすべきである。以下で検討する方法によって、これを確実にすることができます。

68. 実効税率の算定では分数を用いるが、分子は実際の納税額、分母は CFC 所得である。実際の納税額の決定では、税が実際に徴収され、還付されていないことの証明が必要になる可能性があるが、その代わりに最終的な税負担（例えば、課税後の納税額の還付又は課税の不実施による税負担の軽減を含める。）にだけ焦点を当てる場合には、分子の定義はより簡単になりうる。分子には、CFC が納めた親法人所在地国の法人税に相当するすべての税も含めうる。

69. 実際の納税額の算定と比べて、総課税所得に計上すべき額（分母）の決定はより問題が多い。分母で外国の課税ベースを参照するなら、実効税率は CFC 所在地国の法定税率と等しくなり⁷、実効税率算定の目的を損ねるだろう。したがって、分母には、CFC が親法人所在地国で所得を取得したとした場合の同国の課税ベース又は IFRS など国際的な会計基準に基づいて算定した課税ベースのいずれかを計上し、CFC 所得に対する軽課税をもたらす課税ベースの縮小を反映するための調整を行うべきである⁸。

70. 理論上は、実効税率を算定する際に、親法人所在地国のルールに基づいて算定した課税ベースが CFC 所在地国のルールに基づいて算定した課税ベースより小さい場合は、実効税率は法定税率より高くなる。しかし、現実には、グループは低い法定税率によるメリットが課税ベース算定によるデメリット（例えば、課税所得控除の対象とならない費用）によって全体的又は部分的に相殺される国には仕組まないと考えられるから、この状況が実際に生ずる可能性はあまり大きくない。

71. 実効税率の算定は、算定に用いられる「単位」によっても影響を受ける可能性がある。国のルールでは、通常、実効税率を会社別に算定する。しかし、理論的には、実効税率は、狭く算定されることもあるが、広く算定されることもありうる。例えば、狭いアプローチでは、会社が取得した所得の各項目の実効税率を算定することができる。実効税率をより狭いベースで算定する場合、各国は、CFC ルールに基づいて合算すべき所得として定義された所得にのみ、税率による適用除外を適用できる。例えば、使用料が国の CFC 所得の定義に基づいて課税対象になっている場合、実効税率が各類型の所得について狭く算定されていれば、税率による適用除外は、当該所得にさらに正確に適用される。こうすれば、ある類型の所得だけが軽課税の恩恵を得て、その他の所得は通常の課税の対象になるような状況にも、より直接的に対処できる。しかし、実効税率をより狭いベースで算定すれば、税率による適用除外に関連する事務的複雑さやコンプライアンス上の負担が増大する。広いアプローチでは、実効税率を、会社別又は国別に算定することができる。国別のアプローチでは、一国のグループのすべての事業体の所得を合計して、実効税率を算定する。このようなより広いアプローチでは、狭いアプローチと比較して、事務的な複雑さやコンプライアンス上の負担が軽減する。しかし、各 CFC の実効税率を算定するだけではなく、各国のすべての CFC の実効税率の算定を合計する必要があると考えられるから、国別に税率による適用除外を算定することは、会社別に算定する場合と比較して、複雑さが増大する。CFC 所在地国が恒久的施設（PE）を免税にする場合、CFC の恒久的施設の実効税率は、CFC の実効税率とは別個に算定すべきであり、これによって、PE と CFC の税率が混ざり合って CFC の所得を不適切に適用除外にすることを確実に防ぐことができる。

注記

1. デ・ミニミス基準によって、取引アプローチにおける運転資本の適用除外のために特別なルールを持つ必要を排除しうる。以下の第4章を参照されたい。
2. この条件は次の通りである。CFCの居住地国では有効に課税されていない所得の一定の定義された類型を、取るに足らない程度しか保有していないこと。CFCの所得うちいずれもが、過去6年間に英国の関連者から有効に移転したIPを用いて取得したものではないこと。CFCが誰かに英国の租税優遇措置を創出することを意図するいかなる取決めにも関わっていないこと。
3. 実効税率は、数年間の実効税率の平均値として算定することができる。
4. しかし、各国は、第4章で検討される実質分析を適用しない場合、実効税率の算定を調整することを選択して、行動5に基づいて合意されるNexusアプローチなどの一般に合意された基準に基づいてより低い税負担が正当化されている状況が、CFC制度の適用上の実効税率の算定に影響を及ぼすとはみなされないようすることができる。
5. 所得は、A国のルールに従って算定している。本表の他のすべての算定については、C国に対する実際の納税額の決定に用いたので、C国のルールを用いて算定している。
6. 所得は、A国のルールに従って算定している。本表の他のすべての算定については、C国に対する実際の納税額の決定に用いたので、C国のルールを用いて算定している。
7. もちろん、このことが正しいといえるのは、税の還付がなく、税が実際に徴収され、執行されている場合に限る。
8. この課税ベースでは、CFCが過年度から繰り越す損失及び連結制度やグループ税制によって認められる損失の取扱方法を決定することが必要になる。CFCルールが課税所得を算定するために親法人所在地国のルールを用いる場合、損失も親法人所在地国のルールに従って取り扱う可能性がある（これは、CFC所在地国における連結制度が、親法人所在地国によるCFC課税上無視されることを意味しうる。）。その代わりに、ルールで共通の基準を用いれば、課税所得を算定するためにどのように損失の取り扱うかに関する共通のルールが必要になる。

ほとんどの国では、通常CFCの課税ベースを算定するために自国の独自のルールを適用している。しかし、原則的には、CFC所在地国や親法人所在地国のルールに基づく課税ベースの算定における相違点のすべてが、一般には税の優遇措置に関する規定や慣行であって、一定の所得の課税ベースが縮小し、その結果CFCの納税額が著しく減少することになる恐れがあるものに関する政策上の懸念を必ずしも生ずるわけではない。したがって、理論的には、CFCルールでは、CFCの課税ベースを算定する際には、かかる政策上の懸念が生ずるような相違点だけを考慮しうる。例えば、親法人所在地国の課税ベースがCFC所在地国の課税ベースよりも大きい場合であって、それが単に会計時期の違いによるものである場合には、この相違を分母に反映する必要はない。資本参加免税も、一般には二重課税を解消するために付与されるものであって、実際の税負担は軽減するために付与されるものではないから、分母の判定の際に考慮される税の優遇措置の範囲内には含まれないと思われる。しかし、分母では、CFC所在地国における税の優遇措置の結果生じた相違点については、単に海外の資本を誘致することを意図したもので、その結果利益移転のリスクを

本翻訳は参考のための仮訳であって、正確には原文を参照されたい。

増大させるものである限りは、考慮に入れるべきである。このような目的を持ったみなし利子控除は、かかる税の優遇措置の一例になると思われる。課税ベースの定義のうちで、CFC ルールの根底にある政策上の懸念に影響を及ぼすものとそうでないものとを区別することは、理論的には筋が通っているかもしれないが、この区別を行いうるであろう唯一のルールは、CFC 所在地国 のルールに基づく課税ベースの算定から開始し、次に親法人所在地国のルールを反映するためにこれを上方に調整するものである。

第4章：CFC所得の定義

72. 本章では、第三の CFC ルールの構成要素を検討し、CFC 所得の定義に焦点を合わせる。一度外国の会社が CFC であると判定されれば、次の問題は、CFC が取得した所得が、懸念を生じさせる類型のものであり、株主又は支配をする者に合算すべきものであるか否かということになる。したがって、CFC ルールでは、合算すべき所得を定義することが必要であり、本章では合算すべき所得を「CFC 所得」ともいう。

4.1 効告

73. 本報告書では、BEPS に係る懸念を生じさせる所得が、確実に親法人所在地国の支配株主に合算されるよう、CFC ルールに所得の定義を設けることを効告する。同時に、本報告書では、各国が自国の国内政策の枠組みと整合的な CFC ルールを確実に設計できるような柔軟性が必要であることを認識している。各国は、以下のセクションで定める方法の中から選択することも含め CFC 所得を定義するルールを自由に選択できる。この選択は、各国が直面している BEPS リスクの程度に依存する可能性が高い。

4.2 説明

74. 本セクションでは、BEPS に係る懸念を生じさせる所得（特に、持株会社である CFC が取得した所得、金融業務・銀行業務を提供する CFC が取得した所得、販売請求業務に従事する CFC が取得した所得、IP 資産からの所得、デジタル商品・サービスからの所得、キャプティブ保険・再保険からの所得を含む¹。）を合算するために、CFC ルールにて用いられるアプローチの非網羅的なリストを示す。こうしたアプローチは、単独で又は互いに組み合わせて適用しうる。CFC ルールでは、通常は、税の軽減を受けるために根源的価値創造活動から分離された所得を合算する。既存の CFC ルールでは、こうした懸念を生じさせる所得を特定するために、さまざまなファクターを用いている。例えば、CFC ルールによっては、地理的移動が容易な傾向が他よりも高い類型の所得か否か、関連者から又はその支援によって取得した所得か否か、所得の源泉地はどこか、CFC の活動がどの程度のものかに着目する。自国の政策上の優先順位に従って、CFC ルールを持つさまざまな国が、さまざまなファクターに焦点を当てている。

75. どのアプローチを適用するかにかかわらず、CFC ルールでは、キャッシュボックスがこれまでの構成要素の要件を満たしている場合には、少なくとも、移転価格ルールの下で低機能のキャッシュボックスに配分される資金提供リターンを対象にすべきである。ただし、親法人所在地国からの浸食の防止に焦点を当てる CFC 制度の下では、所得の合算の範囲は、親法人所在地国から移転した所得の額による²。しかし、第 1 章で述べた通り、さまざまな国がさまざまな政策成果を実現するために CFC ルールを用いており、資金提供リターンのみに焦点を当てるアプローチでは、すべての国の政策目標には適合しないであろう。以下で取り組む分析では、より狭く適用することも、より広く適用することもできる多数のオプションを提示している³。各国は、全部合算方式も適用することができる。この方式では、CFC が取得したすべての所得を、その性質にかかわりなく CFC 所得とみなすことで、BEPS に係る懸念を生じさせる所得をターゲットとする。

ゲットにする。全部合算方式は、全世界所得課税方式の文脈において関係のある長期的な課税繰延べの防止をも目的とする。

4.2.1. 類型分析

76. 既存の CFC ルールで一般に適用される分析では、所得を複数の類型に分類した上で、分類の類型に応じて、異なった合算をする。各国は、最も妥当であると考えるファクターや印に応じて、次のように類型をそれぞれ定義する。すなわち、(i) 法的分類、(ii) 取引当事者の関連性、(iii) 所得の源泉地である。しかし、ここで分類された所得のすべてが、必ずしも BEPS に係る懸念を生じさせるわけではない。

4.2.1.1 法的分類

77. 各国は、一般的に最初に、法的分類に基づいて所得を分類する。その際に、以下に掲げるような類型に焦点を当てる⁴。

- 配当
- 利子
- 保険所得
- 使用料及び知的財産（IP）所得
- 販売・サービス所得

78. 法的分類に基づく類型アプローチを適用している各国は、上述の類型の所得が、地理的移転が容易であって、その結果 CFC ルールを設計して対処しようとしている懸念が生じやすいことから、こうした所得を区別する。

- **配当** – 配当の取扱いの根底にある一般的な懸念は、配当が純粋に「受動的な」所得（いかなる根本的な活動からも生じていない所得）の CFC への移転に用いられる可能性があるということである。しかし、配当所得は、通常は、少なくとも次の三つの場面では、かかる懸念は生じない。第一に、配当が関連会社の能動的な所得から支払われた場合、この配当では BEPS に係る懸念は生じないと思われる。第二に、現在多くの国では、より一般的に一定の配当所得を免税することにしており、この配当を親会社が取得した場合には親法人所在地国で免税になっていたと考えられる場合には、CFC が取得した配当を免税にすることが、BEPS に係る懸念を引き起こすことはないだろう。第三に、CFC が有価証券を取り扱う能動的取引又は事業を行っている場合、当該 CFC に支払われる配当も、それが CFC の取引又は事業に関連している場合には、BEPS に係る懸念は生じない。
- **利子** – 利子所得及び金融所得の取扱いの根底にある一般的な懸念は、当該所得は移転が容易であり、親会社によって CFC に移転したかもしれない、それが親会社の過大借入れと CFC の過大資本受入れにつながる可能性があるということである。次の場合には、利子所得及び金融所得によってこのような懸念が生ずる可能性がさらに高まる。すなわち、当該所得を関連者から取得した場合、CFC が過大資本受入れの状態である場

合、利子に貢献している活動が CFC 所在地国外で行われていた場合、又は能動的な金融事業活動によって得られた所得でない場合である。当該所得を合算するように設計されたルールでは、規制対象となる事業体は資本規制その他の要件の適用を受けていることを認識すべきである。そのため、過大資本受入れに関するいかなるルールにおいても当該要件を考慮すべきであり、事業体が税目的以外で一定レベルの資本を維持する必要があることのみをもって、所得を合算すべきではない。

- **保険所得** – リスク保険による所得の取扱いの根底にある一般的な懸念は、利益を当該リスクの所在地国から軽課税国に移転することができるということである。次の三つの場合には、保険所得によってこのような懸念が生ずる可能性がさらに高まる。すなわち、(i) CFC が保険業における比較可能な他社に比して過大資本受入れの状態であった場合、(ii) 保険加入者、受給資格者、受取人又は保険対象リスクが国外に所在していた場合、(iii) 関連者との契約から保険所得を取得した場合で、特に、当該関連者においても保険料の支払いについて控除を受けていた場合である。ただし、保険会社グループの中で、規制対象となる事業体が取得した所得については、規制環境の下でリスクや資本に係る制限が設定されるため、同様の懸念は生じない⁵。
- **使用料及び知的財産 (IP) 所得** – 使用料その他の IP 所得の取扱いの根底にある一般的な懸念は、IP 資産が非常に移転しやすいために、こうした資産から取得した所得が、資産価値が形成された場所から容易に分離することができるということである。IP 所得（デジタル商品・サービスからの所得を含む⁶。）は、CFC ルールにいくつかの課題をつきつける。
 - IP 所得は多くの異なる形で利用・分配できるために、容易に操作が可能であり、その形は、それぞれの国の CFC ルールにおいて異なる形式に分類される可能性がある。例えば、IP からの所得は、販売からの所得に組み込まれ、その結果、いくつかの国の CFC ルールの下では、能動的販売所得とみなされる可能性がある。
 - IP 資産は、正確に比較可能な資産がないために、評価が困難であることが多く、また、IP 資産の費用ベースは、生み出せる所得の正確な尺度にはならない恐れがある⁷。
 - 基礎となる IP 資産から直接取得した所得は、関連サービス又は関連製品から取得した所得から分離することが難しいことが多い。
- 法的分類に基づく類型分析を用いる CFC ルールでは、使用料を抜き出し、合算すべき所得とみなすことによって、IP 所得で生じた懸念に対処しようとすることが多い。しかし、上述の問題を考慮に入れると、法的分類だけに基づいて分離するのではなく、実際に IP から生じて、BEPS に係る懸念を生じさせるすべての所得を合算するには十分ではない。
- **販売・サービス所得** – CFC 所在地国で製造された製品の販売又は同国で提供されたサービスから生じた所得については、通常 BEPS に係る懸念は生じない。しかし、少なくとも次の二つの状況の下では、販売・サービスからの所得に関しても BEPS に係る懸念が生ずる。すなわち、(i) Invoicing company の所得と (ii) IP 所得である。Invoicing

company は、関連会社から購入した製品・サービスであって、価値をほとんど付加しないか、全く付加しないものに係る販売・サービス所得を取得するため、BEPS に係る懸念が生ずる。IP からの所得については、上述で検討した通り、CFC に移転され、CFC がこれにほとんど又は全く価値を付加しなかったものが、一般には販売・サービス所得とみなされて、CFC の合算対象から除かれうる。したがって、法的分類に基づく類型分析では、こうした二つの状況を考慮せずにすべての販売・サービス所得を除外する場合は、BEPS に係る懸念が生ずる所得を合算できない可能性がある。

4.2.1.2 取引当事者の関連性

79. 国によっては、所得の法的分類ではなく（又は法的分類と共に）、誰から所得を取得したかに焦点を当てている。多くの既存の CFC ルールでは、関連者から取得した場合の所得は、この状況の下では移転がより容易であり、その可能性もより高いことから、合算の対象とされている。国によっては、非常に幅広い関連者のテストを適用して、関連者への販売からの所得及び関連者から購入した製品の販売からの所得の両方を合算対象とする。別の形態の関連者ルールは、関連者と共同で開発した製品（例えば、関連者と共同で開発した知的財産や関連者との費用分担契約の一環として開発した知的財産）からの所得に適用されるものである⁸。こうしたルールのすべては、取引当事者の関連性を CFC への所得移転の指標として用いているが、これらのルールは、所得の合算を確保するのに十分な関連者の関与度合に基づいて異なる。

4.2.1.3 所得の源泉地

80. 既存の CFC ルールの中には、所得を取得した場所に基づいて所得を分類するものもある。このアプローチは、「反税源剥がしルール (anti-base-stripping rule)」又は「源泉地国ルール (source-country rule)」のいずれかの形をとることができる。根底にある原則は、CFC 所在地国における事業活動から取得した所得は利益移転の懸念を生じにくいのに対して、他国から取得した所得は利益移転の懸念を生じやすいということである。「反税源剥がしルール」では、親法人所在地国の関連者や非関連者への販売又は親法人所在地国へのサービスの提供や投資から取得した所得を CFC 所得とみなす。国によって政策目的の優先順位が異なるという事実を反映して、「反税源剥がしルール」を適用している国では、さまざまな「類型」の課税ベースの浸食に焦点を当てる。親法人所在地国の課税ベースの浸食の防止に主に焦点を当てる国では、親法人所在地国で生じた所得だけが CFC 所得に分類される。これは、所得が親法人所在地国から移転したか否かを判定する方法についての問題を引き起こす。しかし、親法人所在地国だけでなく外国から外国への課税ベースの浸食の防止にも焦点を当てる国では、CFC ルールは、CFC 所在地国以外の国で生じたあらゆる所得を、CFC 所得とみなしうる。このより幅広いアプローチは、親法人所在地国だけに焦点を当てるより狭いルールと比べて取扱いが難しいと考えられるが、CFC が遂行した活動から真に取得した所得を合算することができる。かかる事態は、例えば、以前は親法人所在地国に顧客を持っていた外国の会社が、合併又は吸収の一環として買収され、CFC となった場合に生ずる可能性がある。幅広い「反税源剥がしルール」は、「源泉地国ルール」の形をとることも可能である。このルールでは、可動性の高い所得であっても、CFC 所在地国で取得した場合には、CFC 所得から除外される。

4.2.2 実質分析

81. 実質分析では、どの所得が CFC 所得であるかという判定に当たって、CFC が実質的な活動を行ったか否かを見る。多くの既存の CFC ルールでは、何らかの実質分析を適用してお

り、EU 加盟国の多くは、類型的アプローチを真の経済活動の除外規定と組み合わせている。実質分析では、CFC の所得が根底にある実体から切り離されているか否かを判定するために、人、場所、資産及びリスク等のさまざまな基準を用いることができる。どの基準を考えるかにかかわりなく、実質分析では、一般に同一の基本的な問い合わせをしており、それは、CFC 自身が所得を取得する能力があるか否かということである。実質分析は、類型分析や超過利益分析と組み合わせることができ、また既存の実質分析のほとんどが、より機械的なルールと共に適用されており、独立したルールとはなっていない。当該ルールによって、CFC ルールの複雑さが増大するが、これによって移転した所得をより正確に特定し、定量化することができる。

82. 実質分析は、閾値テスト又は比例分析として適用することができる。閾値（又は「all or nothing」）テストの下では、一定量の活動（一以上の基準によって特定される）によって、CFC のすべての所得を除外することができる。CFC は、当該一定量の活動に従事しなかった場合は、すべての所得が CFC 所得の合算対象とされる。比率分析の下では、CFC の行った事業活動の量に比例する所得の額に限って CFC 所得から除外される。例えば、実際に CFC の所得を取得するために行う必要があると考えられる活動の 75% を CFC が行った場合、その所得の 25% が CFC 所得とみなされる。これによって、ルールの事務的複雑さが増し、コンプライアンス・コストも増大するかもしれないが⁹、親法人所在地国での CFC ルールにてその利益を確実に除外するために、事業者がちょうど適当な類型と分量の活動を CFC に割り当てるなどを防止することができるはずである。比率に基づいて実質分析の基準を適用するもう一つのメリットは、これによって、CFC ルールでは、真の経済活動から生じていない所得だけを合算することから、EU 法を遵守しやすくなるということである。

83. 第 1 章で検討したように、CFC ルールの設計の基礎にある政策上の検討事項の一つは、租税回避の機会を生じさせずに、いかにして事務的負担及びコンプライアンス上の負担を軽減するかである。実質分析では、通常は類型分析よりも定性的尺度に依存するため、この検討事項が強調される。また、実質分析は、純粹に機械的なアプローチよりも正確であると思われるため、CFC ルールに採用されることが多い。ただし、実質分析を採用すると、事務的負担及びコンプライアンス上の負担が増すことになる可能性がある。なぜなら、CFC の事実・状況分析が必要だからである。しかし、この分析は、移転価格目的で必要とされる分析と類似しているため、増加する負担は小さいと思われる。この分析によって、CFC に十分な実体がないことが明らかになつた場合には、CFC の利益の一部又は全てが、いかなる移転価格調整を経た後でも、CFC 所得に含まれうる。

84. しかし、実質分析は、純粹に客観的な分析の正確性を増加させつつ、上述の懸念に対応し、より機械的に適用するよう設計することができる。考えられる対応の一つは、実質分析を一定の狭い所得類型だけに用いることによって、他の類型の所得はその分類によって自動的に合算されるか、又は除外される。このアプローチでは、少なくとも、実質分析の基準は、各国が所得の移動性、取引当事者の関連性、所得の源泉地を理由に自動的に合算すべきとみなす類型の所得に対しては適用しない。第二の対応は、実質分析を、比例テストではなく閾値テストとして適用することであると考えられる。第三の対応は、測定がより困難なファクターよりは、費用などの客観的なファクターを検討することであると考えられる¹⁰。

85. 複雑さに関する懸念と移転価格ルールとの相互関係を認識した上で、国が自らの政策目的に適合した実質分析を設計しうる多くのさまざまな方法が考えられる。これには、以下に掲げるオプションが含まれる。

- 一つのオプションは、事実・状況分析を行う閾値テストであり、CFC の従業員が CFC の取得した所得に実質的な貢献をしたか否かを判定する¹¹。このオプションは、実質的な貢献があったか否かを判定するための一定のセーフハーバー、比率、その他より機械的な基準を含むように設計しうる。
- 第二のオプションは、グループ内の事業体が果たしたすべての重要な機能を検討し、これらの事業体が非関連者であった場合に、CFC が特定の資産を所有する可能性や特定のリスクを引き受ける可能性が最も高い事業体であるか否かを判定する¹²。このオプションが閾値テストである場合には、重要な機能の基準を満たさない CFC のすべての所得を CFC 所得とみなす（又は必要な機能を備えた CFC のすべての所得を除外する。）。これが比例テストである場合には、CFC の所得のうち、CFC がそれを取得するために必要な重要な機能を備えていない分だけを CFC 所得とみなす。
- 第三のオプションは、CFC が必要な施設を CFC 所在地国に有して、それらを用いて実際に所得を取得したか否か、かつ、CFC が必要な技術を有する従業員を必要な数だけ CFC 所在地国に有して、その従業員が CFC の中核的機能の大半を果たしたか否かを検討する¹³。このオプションが閾値テストとして適用された場合には、必要な人員と施設を有していなかった CFC のすべての所得を合算する（又は必要な人員と施設を実際に有していた CFC のすべての所得を除外する。）。比例テストとして適用された場合には、CFC がそれを取得するために人員と施設を有していなかった所得すべてを CFC 所得とみなす。
- 第四のオプションは、第三のオプションのバリエーションであり、BEPS プロジェクトの他の分野の作業とも整合を維持していると考えられる。このオプションでは、IP 優遇税制において、実質的な活動を要件とすることを確保するよう行動項目 5 の文脈の下で開発された Nexus アプローチを用いる¹⁴。CFC ルールでは、Nexus アプローチの一つの形態を実質分析として採用することができ、この下では、Nexus アプローチの要件を満たす CFC が取得した所得は CFC 所得に含まれない一方で、Nexus アプローチで定義される適格 IP 資産から得たその他のすべての所得は CFC 所得とみなされる。この形態の Nexus アプローチの下では、適格 IP 資産からの IP 所得は、それが CFC 所在地国における Nexus 準拠 IP 制度に基づく利益に適合することを納税者が示せなければ、すべて合算される。CFC 所在地国で Nexus 準拠 IP 制度を運用していない場合には、このアプローチは、関連者から取得した、又は関連者と共に開発した適格 IP 資産から生じたすべての所得に適用され、かかる所得は、それが Nexus アプローチ自体の条件に基づく利益に適格であることを納税者が示せなければ、すべて合算される。このオプションが適格 IP 資産から生じた所得だけに適用されることから、他の類型の所得（他の IP 所得など）のためには別の実質分析と組み合わせる必要があると思われる。

86. 実質分析によって、一般には、CFC ルールの正確性が向上する。しかし、この向上した正確性は、より事実に集中した実質分析によって増大する複雑さや費用と天秤にかけて検討されなければならない。自国の政策目的によっては、ある国は簡潔さよりも正確さを優先しうるし、他の国では、自国の実質分析をより機械的にして、複雑さを減らすようにルールを設計しうる。

4.2.3 超過利益分析

87. 所得を定義するもう一つのアプローチは、「超過利益」分析である。これは既存のどのCFC ルールにも存在しないものである。超過利益分析では、軽課税国で取得した所得のうち、「通常利益」を超える所得を CFC 所得とみなす。例えば、一般に納税者は、売買やサービスの提供又は製造が IP を使用しない場合には、かかる活動のみから通常利益を超える利益を取得することは期待できないことから、かかるアプローチは IP 所得の文脈の下で意味がある。一定の状況の下では、関連者間で無形資産とリスク移転の取引があれば、構造的に誤った価格を設定しやすくなり、同一の取引が非関連者との間で行われた場合には生じなかつたであろう通常利益を超えた利益をもたらす可能性がある。これにより、超過利益アプローチは無形資産とリスク移転からの所得に適用するのに役立つということがわかる。

88. 自らの政策目的に応じて、各国は特定の組入基準 (entry criterion) を設けことができ、そうなれば、超過利益アプローチは、関連者から譲り受けた、関連者が開発した、又は関連者の支援の下で開発した無形資産を、CFC が使用している状況だけに適用されることとなる。これは、このアプローチが、類型分析と組み合わせ得ることを意味している。あるいは、超過利益アプローチを適用除外基準 (prove-out) と組み合わせることができ、その下では、関連者から譲り受けた、関連者が開発した、又は関連者の支援の下で開発した無形資産を、CFC が使用していないことを示すことができなければ、超過利益アプローチはすべての CFC に適用される¹⁵。しかし、異なる政策目的を持っている国は、組入基準や適用除外基準 (kick-out) を適用せず、その代わりに、超過利益分析を CFC が取得したすべての所得に適用することができる。

89. 提案されている超過利益分析では、通常利益を計算し、次に、CFC が取得した所得からこの通常利益を差し引く。この差額が超過利益であり、全額を CFC 所得とみなす。通常利益とは、通常の投資家が資本投資に関連して得ることを期待するであろうリターンのことである。この通常利益は、以下の公式を用いて計算することができる。

$$\text{通常利益} = (\text{利益率}) \times (\text{適格資本})$$

90. この公式では、まず、使用する利益率を、次に、適格資本の算定方法を決定する必要がある。

- 利益率 – 利益率に関しては、通常の投資家は、不確実な所得の流れを伴う投資に対して、リスク・フリーレートを受け入れる可能性は低い。したがって、資本投資に関連する通常の利益率は、リスク考慮利益率となるはずであり、これは、リスク・フリーレートに資本投資に関連するリスクを反映したプレミアムを加えたものと等しい。ただし、国によっては、その政策目的に応じて、リスク・フリーレートを用いることができる。経済調査では、業種、レバレッジ及び国によって異なるものであるが、リスク考慮利益率をおよそ 8%から 10%で推計していることが多い¹⁶。
- 適格資本 – 超過利益アプローチでは、軽課税国で遂行された実際の機能に関連して使用された資産からの通常利益を適用から除外することを意図しているため、取引・事業の能動的な遂行に使用された資産 (IP 資産を含む。) に投下された資本だけが、適格資本とみなされるべきである。親法人所在地国の他の CFC ルールの下で課税対象となっている所得は、合計利益に含まれないため、各国は、親法人所在地国の他の CFC ルー

ルの下で課税対象となっていた所得を生み出した資産に投下された資本を、適格資本から除外することができる¹⁷。

91. CFC が取得した所得のうち親法人所在地国の他の CFC ルールの下で課税対象となっていないすべての所得から、通常利益が差し引かれる。その超過部分が CFC 所得に含まれることとなる。

92. 超過利益分析がどのように機能するかの例として、以下の通り仮定する。B 国に所在する Sub B 社は、A 国に所在する親法人の完全保有子会社である。Sub B 社は、親会社から購入した IP を用いて、B 国内の製造設備で製品 B を製造・販売を行っている。1 年目、Sub B 社は親法人が開発した IP に対する権利 600 000 を支出して購入し、また自社の製造設備にも合計 500 000 を投資した。帳簿上、IP の取得と製造設備への投資は、バランスシート上で資産となり、その価格は取得費に等しい。IP と製造設備の両方とも、製品 B を製造・販売する Sub B 社の能動的取引・事業に使用されている。2 年目、Sub B 社は製品 B の販売から 700 000 の利益を得た¹⁸。Sub B 社が合算すべき所得を有しているか否かを判定するために、超過利益分析では、以下の公式を用いて通常利益を算定する。

$$\text{通常利益} = (\text{利益率}) \times (\text{適格資本})$$

93. 超過利益アプローチの利益率が 10% に設定されていた場合、前記の公式から、通常リターンは年 110 000 だったことがわかる ($110\ 000 = 10\% \times (600\ 000 + 500\ 000)$)。次に超過リターンは、Sub B 社の利益から 110 000 を差し引いて算定される。したがって、Sub B 社の 2 年目の超過リターンは 590 000 となり、この所得のすべてが合算すべき所得とみなされる。

94. 超過利益アプローチは、所得が合算されたか否かを判定するために、形式的分類には依存しない。どこで、誰から、どの活動により所得を取得したかを検討する必要もない。また、BEPS の懸念を生じさせない所得が懸念を生じさせる所得を覆い隠すようなことにならない。しかし、このアプローチの機械的性格は、十分な正確さをもって移転した所得をターゲットとできるか否か、さらには通常利益を数量化できるかという課題と天秤にかけて検討されなければならない。政策目的によっては、機械的ルールよりも正確性を優先する国では、超過利益アプローチを実質に基づいた義務的適用除外と組み合わせなければならないと考える。他の国では、適格資本に対する通常利益を除外することは、CFC 所得を特定するための効果的な手段であると考えるだろう。上述の懸念があるために、超過利益アプローチを実質に基づいた義務的適用除外と組み合わせるべきか否かについては、コンセンサスが得られていない。

4.2.4 取引アプローチ及び事業体アプローチ

95. CFC 所得を定義するためにいずれの類型の分析を用いるかにかかわらず、各国は、当該分析について、事業体別ベースで適用するか、又は取引ベースで適用するかを決定して、個々の一連の所得を合算する必要がある。事業体アプローチの下では、合算すべき所得の一定額若しくは一定割合を取得していない事業体、又は一定の活動に従事している事業体は、その所得の一部に合算すべき性質を有する場合であっても、合算すべき所得を一切有していないということになる。対照的に、取引アプローチの下では、一連の所得を合算すべきか否かを判定するため、各所得の性質を評価する。二つのアプローチの相違点は、事業体アプローチの下では、所得の大半が CFC 所得の定義の範囲内にあるか否かによって、すべての所得が合算されるか、又は全く合算されないこととなる。取引アプローチの下では、大半の所得が CFC 所得の定義の範囲内にない

場合でも、所得の一部分は合算することができ、また、大半の所得が CFC 所得の定義の範囲内にある場合でも、所得の一部分を適用除外することができる。

96. 事業体アプローチでは、一定の状況では、事務的負担を軽減することができる。なぜなら、事業体が取得した一定額の所得が合算すべきものであること、又は事業体が一定のレベルの活動に従事していたことのいずれかを、税務当局が一度判定した場合には、CFC ルールは適用可能であるか否かのいずれかであって、それ以上の分析を行う必要はないからである。事業体アプローチでは、納税者は、自らの所得の大部分が合算すべき所得の定義の範囲内にある場合にだけ、CFC 税制の対象になるということがわかるため、納税者のコンプライアンス・コストを軽減し、確実性を向上させることもできる。したがって、事業体アプローチでは、CFC 所得が総所得のほんの一部にしかならない場合は、納税者が CFC ルールの対象になる可能性が低くなる。しかし、事業体アプローチの主なデメリットは、事業体の所得をすべて CFC ルールの対象にするか、又は全く対象にしないかのいずれかであるために、過大な合算になると同時に、過小な合算にもなるということである。十分な CFC 所得を取得している事業体は、すべての所得（他の場合には合算されないと考えられる所得も含めて）が合算されることになる。他方で、他の場合には合算されると考えられるいくつかの所得を有する事業体は、当該所得を CFC ルールの対象外の所得であふれさせることによって、CFC ルールを回避することができる。例えば、能動的所得を生み出す活動に主に従事している事業体は、多額の受動的所得を CFC ルールから保護することができると思われる¹⁹。また、事業体アプローチでは、個々の一連の所得が合算すべきものか否かを判定することを依然として納税者に要求することから、事務的負担を著しくは軽減できないかもしれない。しかし、納税者は、事業体の基準値の上にあるか下にあるかを一旦判定したら、すべての一連の所得についてこの判定をする必要はないと思われる。

97. 取引アプローチでは、事業体アプローチと比較して、事務的負担とコンプライアンス・コストが増大するかもしれない。また、税務当局は、CFC ルールの他の要素の設計次第では、非常に多くの会社を CFC ルールの下で検討しなければならなくなるだろう。例えば、CFC ルールで、CFC が軽課税か否かを検討する際に非常に高い基準値を設定し、かつ比例テストによる実質分析を適用している場合、非常に多くの会社が CFC ルールの範囲内に入るかもしれません、取引をベースにした CFC ルールも適用する場合には、この数はさらに増えるかもしれない。こうしたデメリットにもかかわらず、取引アプローチは、一般に、所得をより正確に合算できる。取引アプローチでは、各所得類型を検討して、CFC 所得の定義の範囲内にあるか否かを判定しなければならないので、事業体アプローチよりも効果的に、特定の類型の所得をターゲットとすることが可能になる。また、BEPS に係る懸念を生じさせる所得だけを合算することも可能であり、このように非常に優れた比例性から、取引アプローチは、行動項目 3 の目標と EU 法の両方に、より適合しているであろうことを示している²⁰。しかし、取引アプローチでは、資金余剰を保有する能動的事業が、当該資金余剰からの所得を CFC 所得とみなさずに済むことが確実になる基準が必要である。この基準には、明確な線を引くデ・ミニミス基準がありうる。例えば、オーストラリアでは、CFC の所得の 5% 以下が受動的所得である場合、CFC の所得は一切合算されない。それとは別に、CFC ルールでは、合算すべき所得が実際にどの程度資金余剰として保有されているかを判定するために、機能分析を要求することができる。最初の類型の基準では、事務的負担とコンプライアンス・コストが軽減されるが、すべての状況で正確であるとは限らない。他方、二番目の類型の基準では、正確性は増すが、事務的負担とコンプライアンス・コストは増大する²¹。

注記

1. こうした類型の所得のうちのいくつかについては、第 78 段落でさらに詳細に検討する。
2. 行動計画 8–10 に関する報告書「移転価格税制と価値創造の一致（Aligning Transfer Pricing Outcomes With Value Creation）（OECD、2015 年）」を参照。この報告では、リスク・フリー金融リターンを、リスク管理能力に欠ける法人に配分している。
3. こうした分析のすべてが、低機能のキャッシュボックスに配分される資金提供リターンを自動的に把握するとは限らないが、把握するようにすべての分析を設計することができることに留意されたい。例えば、類型分析は、当該資金提供リターンを、その法的な分類にかかわりなく、自動的に合算される類型に含めるように設計することができる。
4. 各国は、賃貸料やリース料など、その他の所得の類型を設けることもできる。
5. 例えば、保険所得を合算する CFC ルールでは、以下の特徴のすべて又は大半を満たす再保険活動によって取得した所得を、除外することができる。
 - 再保険契約が独立企業間の条件で価格設定されている。
 - 再保険業者がリスクの分散と集積を行っている。
 - グループの経済資本の状況が分散の結果改善し、その結果グループ全体に、実体上の経済的効果が生じている。
 - 保険業者と再保険業者が共に、概ね類似の規制体制及び規制当局の規制対象となる事業体であり、リスク移転と適切な資本レベルの証明を求められている。
 - 原保険には、グループ外の第三者のリスクも含まれている。
 - CFC には、自由に使える必要なスキルと経験がある。これには、CFC の従業員又は上級の引受けノウハウを有する関連のサービス会社が含まれる。
 - CFC が損失を被る現実的 possibility がある。
6. デジタル経済は、一般に他の経済分野とは別個に定義することはできない。しかし、デジタル商品・サービスの価値は、通常は知的財産権に基づいている。一般的な IP 所得とデジタル商品・サービスの両方の文脈の下では、常に特定可能な IP 資産があるとは限らないが、両方の文脈において得られる所得は、通常は何らかの IP に基づいている。したがって、本報告書では、デジタル商品・サービスからの所得を別個の類型の所得とするのではなく、むしろ IP 所得の一部分とみなしている。
7. BEPS 行動項目 8 に係るパブリックディスカッションドラフト「評価困難な無形資産（Hard-to-Value Intangibles）」(OECD、2015 年 6 月 4 日)(<http://www.oecd.org/ctp/transfer-pricing/discussion-draft-beps-action-8-hard-to-value-intangibles.pdf> で入手可能)を参照されたい。ディスカッションドラフトでは、第 9 段落で、評価困難な無形資産には「無形資産又は無形資産の権利で、関連企業間の取引で移転する時点で、(i) 十分に信頼できる比較可能な資産がなく、(ii) 移転された無形資産から生ずることが見込まれる将来のキャッシュフロー又は所得の信頼できる予測が欠けているか、無形資産の評価に用いる推定が極めて不明確であるもの。」が含まれると定義されている。
8. 当該ルールは、米国政府当局から、外国企業のデジタル所得の定義の一部として、2015 年に提案された。

9. 以下で検討する通り、費用などのより機械的な要素を考慮する比例実質分析では、同一の事務的問題やコンプライアンス上の問題は生じないかもしれない。しかし、より機械的な比例配分アプローチでは、実質的な活動の基準を検討するものであるので、合算が常に正確であるとは限らない。
10. これらの考えられる対応（特に第一と第二の対応）は、欧州連合の加盟国にはあまり適切ではないかもしれない。
11. この第一のオプションの一つの例は、米国の CFC ルールである。CFC が取得した販売所得に適用される実質的貢献基準の下では、通常は合算すべきとみなされる動産販売からの所得は、「事実・状況から、被支配外国法人が、従業員の活動を通じて、販売された動産の製造、製作又は構築に実質的に貢献していることが立証された」場合には、合算すべきとはされないことになる（連邦規則集 26 1.954-3(a)(4)(iv)(a)）。この基準では、CFC が実際に実質貢献をしたことを見ると考えられる七つの活動のリストを掲載しており、これらの活動すべてにおいて、CFC が実際の価値創出に携わったか否かが本質的に検討されている。これらの活動は以下の通りである。(1) 動産を製造、製作又は構築する際に従うべき活動又はプロセスに対する監督及び指示、(2) 実質的に製品が変形されたか否かを判定する際、又は部品の最終製品への組立て若しくは変換が性質的に実質的なものであり、動産の製造、製作若しくは構築を構成していると一般的に考えられるか否かを判定する際に考慮される活動、(3) 材料の選定、供給業者の選定、又は原料、仕掛品若しくは完成品の管理、(4) 製造原価又は製造能力の管理（例えば、製造工程、需要計画、生産計画、又は原料費のヘッジに関連した損失、コスト削減又は効率化イニシアティブ）、(5) 製造に関連した物流の管理、(6) 品質管理（例えば、サンプル試験又は品質管理基準の設定）、(7) 動産の製造、製作又は構築のための、製品設計及び設計仕様並びに営業秘密、技術又はその他の知的財産の開発又は使用若しくは開発の指示（連邦規則集 26 1.954-3(a)(4)(iv)(b)）。規則では、次に事例を提示して、この事実・状況基準の適用方法を示している。
12. 第二のオプションの一つの例は、英国の CFC ルールの中に見られる。これは、各資産に関連したグループの重要人的機能を特定するために、（モデル租税条約）第 7 条に関して OECD が策定した概念とガイダンスを用いたものであり、これによって、CFC がこうした機能を引き受けているか否かを判定することができる。
13. 第三のオプションの一つの例は、南アフリカの外国事業者の設立基準である。この基準の下では、CFC の所得は、それが独立企業価格に基づき事業を営む外国事業者の施設（FBE）により生み出した所得の場合、合算すべきものにはならない。FBE は、少なくとも一年以上使用されている（又は引き続き使用される）物理的構造物を備えた事業所である。こうした事業所では、CFC の事業が遂行されなければならず、さらに、適切な設備を備え、経営陣や現場の従業員が適切に配属され、CFC の主要な事業を実施するために業務に従事していかなければならない。
14. Nexus アプローチでは、比例分析を所得に適用する。この下では、IP 制度から便益を得る所得の割合は、適格費用（CFC 又は非関連者が行う研究開発（R&D）で生じた費用）と総費用（適格費用に取得原価及び関連者が行う R&D で生じた費用を加えたもの）の割合と同じである。Nexus アプローチの下では、R&D 費用は、実質的な活動の基準として用いられ、CFC が IP 所得自体を取得するのに必要な人員を有していたか否かを判定する、より機械的な方法を提供する。

15. この規定のうち、いずれが採用された場合でも、無形資産は広く定義され、次のものを意味する。すなわち、有形資産でも金融資産でもないもの、商業活動に使用するために所有又は管理をすることができるもの及び会社が受領する価値を通常利益以上に増加させるものである。この定義の下では、無形資産には法的に保護されていない無形資産、例えば、営業秘密、ノウハウ、顧客リスト、経営システム、ネットワーク、データ、営業権その他これに類似するものも含まれるべきである。このアプローチを源泉地国ルールと組み合わせ、CFC 所在地国の市場から取得した所得（例えば、CFC 所在地国の顧客から取得したか、又は CFC 所在地国におけるサービスの提供で取得した所得）を超過利益の算定から除外することができる。
16. リスク・フリー利益率は、国によってさまざまであり、一般には、国債利率の数年間の平均を参考にして算定することができる。CFC 所在地国のリスク・フリー利益率を用いることは、当初は理にかなっているように見えるかもしれないが、CFC ルールの基礎となる原則は、親会社が CFC の所在する場所（及び所得が移転するか否か）を決定する影響力を有しているということである。したがって、親会社は、親法人所在地国の利益率に基づいて、投資決定を行う可能性が高い。そのため、リスク考慮利益率の算定に用いるリスク・フリー利益率は、親法人所在地国の利益率に基づくことができる。株式プレミアムは、投資家が特定の投資からの利益の不確実性を償うために要求する追加の期待利益を表している。経済分析では、適切と考えられる株式プレミアムを最終的には判定していない。しかし、株式プレミアムは業種によってさまざまであり、会社のレバレッジ次第であり、3%から 7%の間で算定されることが多い。
- 17.かかる資産に投資された資本の算定方法に関して、一つのオプションは、適格資本について配分された負債額を減じた適格資本の簿価を使用することであると考えられる。簿価は、時には取得原価よりも正確な尺度になる場合があるかもしれないが、そうでない場合には、資産は生み出される際に費用化されるため、貸借対照表では全く認識されない。もう一つのオプションは、親法人所在地国の法令に基づいて定めるところにより、評価に課税ベース又は課税取得原価を使用することであると考えられる。負債は、たいていの場合には資産の相対価格又は収益に基づき、潜在的にはノンリコース型債務に関する負債を追跡する権限を伴って、配分される必要があると考えられる。
18. 算定しやすくするために、本事例では、製造設備に配分された負債はないと仮定している。
19. EU 加盟国は、事業体アプローチが EU 法に適合しているか否かを検討する必要があるかもしれない。
20. 欧州裁判所（ECJ）は、まだ真の経済活動を取引別には検討していないが、取引をベースに所得を合算する CFC ルールは、懸念が生ずる所得により狭く焦点を当てており、そのため、EU 法により整合的であるように思われる。
21. いくつかの国では、この二つのアプローチを組み合わせて、ハイブリッド・アプローチとしており、特定の項目の所得を合算すべきか否かを評価する前に、まずは、CFC とみなすべきであるか否かを判定するために、事業体が十分な額の合算すべき所得を有しているかどうかを判定する。日本の CFC ルールは、当該ハイブリッド・アプローチの一例である。このルールの下では、一定の事業体は、所得と活動の類型を理由に CFC 課税から除外されるが、当該事業体が取得した一定の所得類型の所得は、依然として CFC 課税の対象となる。このアプローチでは、単に事業体のすべての所得を合算するのではなく、最終的には異なる所得類型を検討することから、本質的には取引アプローチの一形態である。

本翻訳は参考のための仮訳であって、正確には原文を参照されたい。

参考文献

OECD（2015年）、「移転価格の成果を価値創造に合致させる（Aligning Transfer Pricing Outcomes With Value Creation）」、OECD出版、パリ

第5章：所得の算定ルール

98. 本章では、所得の算定に関する第四の CFC ルール構成要素に対する勧告を行う。CFC ルールで、所得を合算すべきであると判定したら、次に、どれだけの所得を合算するかを検討しなければならない。

5.1 勧告

99. CFC の所得を算定する際には、次の二つの異なる判定が必要である。すなわち、(i) どの国のルールを適用すべきか、及び (ii) CFC 所得を算定するために何らかの特定のルールが必要か否かである。最初の判定に対する勧告は、親法人所在地国のルールを用いて CFC の所得を算定するということである。第二の判定に対する勧告は、各国は、法的に認められる範囲で、CFC 損失の相殺を制限する特定のルールを持ち、CFC 損失を同一の CFC の利益又は CFC と同一国内の他の CFC の利益に対してのみ相殺ができるようにすべきであるということである。

5.2 説明

100. 最初の勧告では、課税所得の算定に用いるルールに焦点を当てる。最初の勧告に到達するために、以下の四つのオプションが検討された。

1. 一つのオプションは、親法人所在地国（CFC ルールを適用する国）の法令を適用することであり、特に CFC ルールで親法人所在地国の課税ベース浸食に焦点を当てる場合には、BEPS に係る懸念に論理的に合致したものとなる。このオプションは、税務当局のコストも軽減すると考えられる。各国は、CFC 所在国のルールに基づいて算定した所得からスタートして、親法人所在地国のルールに沿って当該所得を調整することによって、広い意味で同様の結果を実現することができる。
2. 第二のオプションは、CFC 所在地国のルールを用いて所得を計算することだが、このルールを用いると、合算すべき所得を減少させることを認めうるため、行動項目 3 の目標と整合しない。また、知見のないルールを適用せざるを得ない税務当局にとって、複雑になり、事務的コストが増大させる。
3. 第三のオプションは、納税者がどちらかの国の算定ルールを選択できることにあるが、タックス・プランニングの機会を生じさせる可能性が高くなる。
4. 最後のオプションは、共通の基準を用いて所得を算定することである。例えば、いくつかの国では納税者に国際財務報告基準（IFRS）を用いるよう指示している。このオプションのメリットは、CFC 所在地国と親法人所在地国のすべてが、CFC や親法人の居住性にかかわりなく、CFC 所得を算定するために同一のルールを用いるため、理論上は国際的な整合性がもたらされる。しかし、ほとんどの国では、現在、課税所得の算定に当たってかかる共通の基準を用いていないことから、このオプションによって、納税者が親法人所在地国でも CFC 所在地国でも適用されていない基準に従って CFC の所得を

再計算しなければならない場合には、事務的コストとコンプライアンス・コストの両方が増大すると思われる。

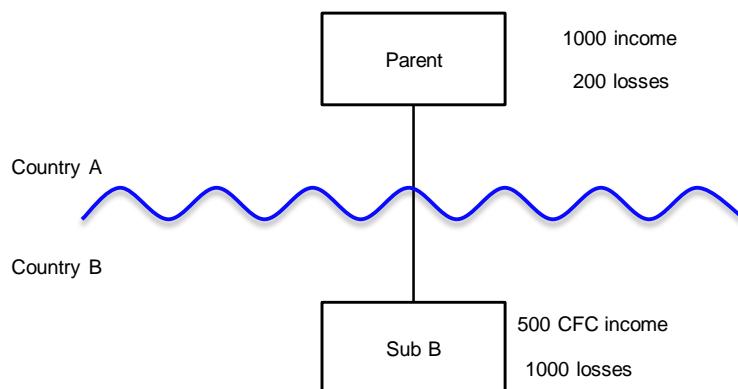
101. 以上の分析に基づき、「BEPS 行動計画（OECD、2013 年）」の目標に適合しており、かつ、事務的コストを軽減することから、第一のオプションを勧告する。

102. 第二の勧告に到達するに当たり、損失の取扱方法の問題について検討した。損失に関するほとんどの論点は、親法人所在地国にある既存の国内法を参照することによって対処することができる¹。これには、損失の使用を類似の性質を持つ利益との間の相殺に制限すべきか否かについての問題も含まれている。例えば、こうした制限が損失に関する国内法で適用されている場合は、CFC の受動的損失は受動的利益に対してのみ用いることができるということになる。

103. もう一つの論点は、CFC 損失は CFC 利益に限って相殺すべきか否か、又は親会社の利益に対しても用いることができるか否かということである。ほとんどの既存の CFC ルールでは、CFC の損失は、当該 CFC の利益又は同一国内の他の CFC の利益に対してのみ相殺することができ、これが勧告されるアプローチである。なぜなら、CFC の損失を、親会社や他の国の CFC の利益との間の相殺を認めてしまえば、CFC 所在地国での損失の操作を助長する可能性があるからである²。しかし、これは国内の状況の下で適用されているルールにおいて既に対処されている問題ではないと思われるので、CFC に特化した別個のルールが必要である。CFC 損失が非 CFC の利益と相殺されることを防止する規定を、損失の相殺を類似の類型の利益に制限するルールと共に適用し、CFC の受動的損失を同一の CFC の受動的利益に対してのみ相殺できるようにすることができる。このアプローチに起因する過大な課税についての懸念は、CFC 損失を他の年度に生じた利益に対する相殺に用いるために繰り越すか、又は繰り戻すことができるようになる（かかる取扱いが、親法人所在地国の法令の下で、許可されている場合に限る。）ことで軽減できる³。

104. 損失の制限に関する勧告を、以下の事例で示すことができる。親法人は A 国の居住者であり、Sub B 社は B 国にある完全所有子会社であり、CFC である。A 国には CFC ルールがある。1年目、親法人は 1 000 の所得を取得し、Sub B 社は 500 の CFC 所得を取得する。親法人には 200 の損失があり、Sub B 社には 1 000 の損失がある。以上を図 5.1 に示す。

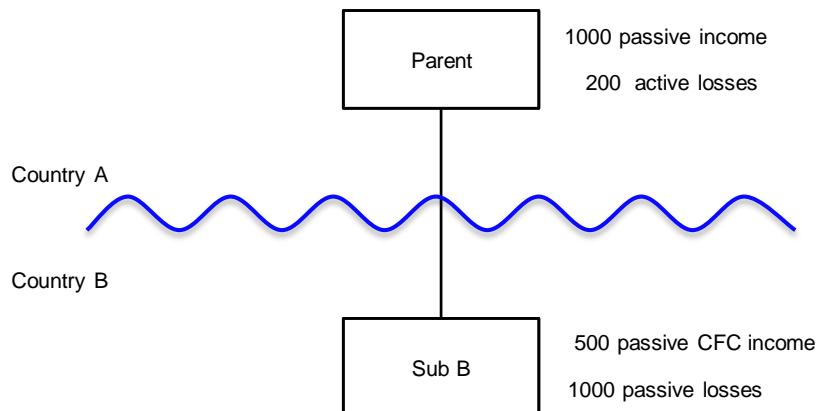
図 5.1. 損失の相殺の制限



105. A国 の CFC ルールで、Sub B 社の損失を Sub B 社の所得に制限していない場合、総損失額 1 200 が総所得額 1 500 と相殺されることになるから、親法人は 300 に対してだけ課税される。しかし、A国 の CFC ルールで、Sub B 社の損失を Sub B 社の所得に制限している場合には、親法人は 800 (1 000 – 200) に対して課税される。Sub B 社の合算すべき所得の全額は損失と相殺されることになるため、Sub B 社から親法人へは、いかなる所得も合算されないことになる。残余の 500 の損失は、A国 の CFC ルール次第ではあるが、Sub B 社の将来の所得に対して用いるために繰り越される可能性がある。この制限は、親法人所在地国の課税所得を減らすために CFC を用いることを防止することになる。

106. A 国に、受動的損失を能動的所得と相殺することを認めないルールが既にある場合、図 5.2 に示す通り、このルールを勧告した損失の制限と組み合わせることができる。

図 5.2. 既存の受動的損失の相殺の制限を伴う損失の相殺の制限



107. 親法人の所得の全額が受動的で、損失の全額が能動的であり、他方、Sub B 社の所得及び損失の全額が受動的である場合、親法人は自らの所得の 1 000 に対して課税される。これは、親法人の能動的損失は、自社の受動的所得に対して用いることができず、Sub B 社の受動的損失は、自社の受動的所得の全額と相殺し、超過した受動的損失は、CFC の損失を制限するルールの下では、親法人の所得と相殺するために用いることができないためである。

108. もう一つの懸念は、潜在的な損失の輸入である。当該懸念は、CFC が CFC とみなされるより前から損失を有している場合又は損失を負担している別の活動が CFC に移転されて、利益を吸収する場合に生じうる。損失が CFC の利益と相殺するためにしか使用できない場合、CFC がそれより前の年に損失を被ったという事実は、問題にはならない。しかし、CFC の活動が変更され、所得又は損失のいずれかが最終的に課税される所得額を減らすために当該 CFC に移転されたという証拠がある場合には、懸念が生ずると思われる。多くの国には、租税回避を防止するために設計した国内法の規定があり、上述の状況に対処しており、こうした規定は CFC の所得の算定にも同様に適用しうる。

本翻訳は参考のための仮訳であって、正確には原文を参照されたい。

注記

1. CFC 所得を通常は別の国の法令を用いて算定している場合に、損失のような特定の事項の取扱いについての問題に答えるために国内法の規定を用いれば、混乱のもとになるが、これは、親法人所在地国のルールを用いること及び第一の勧告を支持することのもう一つの理由である。
2. 各国は、親会社の損失を CFC の利益に対して用いることを許容するルールを実施することもできる。この状況では、親会社の損失が減少し、CFC の利益が減少することになることから、BEPS に係る懸念が生ずる可能性は低い。
3. 欧州連合の加盟国は、CFC 損失に対する制限が、第 1 章で検討したように、欧州連合の基本的自由に整合的であるかどうかを判断すべきである。

参考文献

OECD (2013 年)、「税源浸食と利益移転に関する行動計画」、OECD 出版、パリ
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264202719-en>

第6章：所得の合算ルール

109. 本章では、所得の合算に関する第五の CFC ルール構成要素に対する勧告を行う。CFC 所得の額を算定したら、次のステップでは、当該所得を適切な CFC の株主に合算する方法を決定する。

6.1 勧告

110. 所得の合算は、次の五つの段階に分解できる。すなわち、(i) 所得を合算すべき納税者の決定、(ii) 合算する所得の金額の決定、(iii) 当該所得を納税者の税務申告に含めるべき時期の決定、(iv) 当該所得をどう取り扱うべきかの決定、(v) 当該所得に適用すべき税率の決定である。

111. 上述のステップに対する勧告は以下の通りである。

1. 可能な場合には、合算の基準を最低支配基準に関連付けるべきである。ただし、各国は、CFC ルールの基礎となる政策上の検討事項に従って、異なる合算の基準及び支配基準を用いることを選択できる。
2. 各株主又は支配者に合算する所得額は、その所有割合及び実際に所有権又は影響力（影響力は、例えば、年度末における所有権が、正確に影響力のレベルを表現している場合には、当該所有権をベースにすることができる。）を有していた期間の両方を参照して算定すべきである。
3. 及び 4. 各国は、CFC ルールが既存の国内法に整合した方法で機能するように、所得を納税者の申告に合算する時期及びどのように当該所得を取り扱うかについて、決定することができる。
5. CFC ルールでは、所得に親法人所在地国の税率を適用すべきである¹。

6.2 説明

112. 上述の勧告に到達するに当たり、五つのステップのそれぞれを更に詳細に検討した。

6.2.1 どの納税者に所得を合算すべきか

113. 正確に所得を合算するために、各国は、まず、誰に当該所得を合算すべきかを決定しなければならない。多くの既存の CFC ルールでは、この決定を前述の支配判定と結び付けており、納税者が最低支配基準を満たす場合には、当該納税者に所得も合算される。集中所有ルールを適用している国では、通常、CFC 所得は、全般的な支配基準を満たす納税者に対してだけではなく、支配基準が満たされたか否かを算定する際に検討される支配の最低限のレベル（例えば、10%）を有しているすべての居住者である納税者に対しても合算される。合算基準を最低支配基準と結び付けるメリットは、事務が簡素になること及びコンプライアンス・コストが軽減される

ことである。また、納税者は、CFC の活動や所得に関する情報を収集するために、確実に十分な影響力を持つことができる。しかし、合算を決定するため、支配ルールを用いることは、少数所有者が実際に CFC の事業決定に十分な影響力を持つことができると考えられる場合には、過少合算になり、税源浸食と利益移転（BEPS）に係る懸念が生ずる可能性がある。しかし、このデメリットは、支配ルールにおいて少数株主の持分を合計するか、又は支配を過半数所有者に限定しないことによって軽減することができる。

114. しかし、いくつかの CFC ルールでは、支配するために十分な所有に係る総額と合算するために十分な所有権のレベルとが同じではないかもしないという理論に基づいて、異なるルールを用いて CFC 所得を合算する納税者を決定するかもしない。少数投資であっても、CFC への投資を抑止したい国では、より低い合算基準を用いるかもしない。そうではなく、CFC に影響を及ぼすことができる居住者の投資を抑止することに焦点を当てる国では、特に、支配基準で集中所有を考慮している場合には、合算基準を支配基準よりも高く設定するかもしない。さらに、実質支配を検討する CFC ルールや、その他あまり機械的ではない方法で支配を設定する CFC ルールでは、適正な納税者に確実に所得が合算されるようにするために、異なる支配基準と合算基準が必要になるかもしない。合算と支配に別個のルールを持てば、理論的にはコンプライアンス・コストや事務的負担が増大するかもしないが、実際の利益の合算は、CFC ルールが抑止的性格を持っていることから、比較的まれにしか起こらないと思われる。したがって、ベストプラクティスは、合算基準を支配基準と結び付けるか、又は少なくとも CFC に影響を及ぼし得る納税者に所得を合算する別の合算基準を用いるかのいずれかである。

6.2.2 どれだけの所得を合算すべきか

115. CFC ルールで、どの納税者に所得が合算されるかを決定したら、次に、当該所得をどれだけ合算すべきかを決定しなければならない。すべての既存の CFC ルールでは、各納税者の所有権の割合に応じて所得を合算するが、一年のうち一部の期間しか所有権を持っていなかった納税者の取扱いについては異なっている。いくつかの国では、年度末における所有権に基づいて、所得全体を合算する。この方法では、合算が不正確になり、タックス・プランニングの機会が生ずる可能性もあるが、議決権又はその他の権限が年度末における所有権に基づいて判定されるか、又は利益の不適切な過少合算を防止するその他の濫用防止ルールがある場合には、納税者が CFC に影響を及ぼすことができたか否かを正確に把握することができる。他の国では、所有の期間に基づいて所得を合算し、その結果、納税者は、CFC 利益に対する実際のシェアとほぼ同じ金額に対して課税される。さらに、このようなルールを適用した場合、実際にコンプライアンス・コストが著しく増大する可能性は低いよう見える²。どれだけの所得を合算すべきかを決定するいずれのアプローチも、年度末に基づいた判定によって、納税者の影響力を正確に把握できる限りにおいて、ベストプラクティスとみなすことができる³。

116. 合算ルールでは、CFC 所得の 100%を超えて合算することができないことも確保すべきである。こうした状況は、例えば、法的支配と経済的支配とを足し合わせると支配割合が 100%を超えることになるような場合に、生じうる。しかし、過大合算を防止するように設計されたいかなるルールにおいても、租税回避防止規定を盛り込むことで、影響力を正確に表した金額が納税者に合算されることを妨げるためにこのルールが用いられないようにすべきである。

6.2.3 所得はいつ税務申告に含むべきか

117. 多くの既存の CFC ルールでは、合算された所得は、CFC の決算期が終了する課税年度の納税者の課税所得に含まれなければならない。ただし、いくつかの国では、合算された所得を含むべき年度を決定するために若干異なるルールを定めている。例えば、韓国の CFC ルールでは、CFC の会計年度終了日から 60 日目の日が属する課税年度の税務申告に合算所得を含めることになっている。両方のアプローチは、BEPS に対処する上で同様に効果的であると思われるので、このステップに対する勧告は行わない。各国は、CFC ルールが一般的な国内法の規定に整合することを確保する規定を自由に採用することができます。

6.2.4 所得をいかに取り扱うか

118. 所得を納税者に合算する際に答えるべきもう一つの問題は、親法人所在地国において当該所得をいかに取り扱うことになるかということである。既存の CFC ルールでは、いくつかの異なるアプローチをとっている。例えば、合算された所得をみなし配当とみなすことや、又は納税者が直接取得した所得とみなすこと（すなわち、当該 CFC は、本質的にはパートナーシップ又はフロースルー事業体とみなされる。ただし、CFC 所得の合算上に限る。）を含む。合算された所得をみなし配当とみなす場合、税務上は、納税者も税務当局も既に熟知している既存の配当ルールに立脚することができる。しかし、国は、合算された所得を、すべての税務上みなし配当と見ることを望まないかもしれません、「みなしこと」に係る限定を明確にしておく必要があると思われる。対照的に、合算された所得を CFC の株主が直接取得したとみなす場合、所得は既存の国内のルールに従って性格付けされることになるから、個別の性格付けルールを設ける必要性は減るであろう。両方のアプローチは、BEPS に対処する点では同様に適切であるように思われる。したがって、合算された所得をいかに取り扱うかの問題については、国内法に整合する方法で決定することを各国に任せる。

6.2.5 CFC 所得にどの税率を適用すべきか

119. 最後に、所得の合算では、一度当該所得を合算したら、いかに課税するかという問題が生ずる。既存の CFC ルールでは、CFC 所得を、親法人所在地国の親会社に適用されるであろう税率で課税することにしているが、第二のオプションとして、「top-up tax」を適用することが考えられる。top-up tax は、ミニマム税の概念に厳密に立脚しており、CFC 所得について、納税額と設定された基準との差を課税するだけである。この基準は、CFC ルールが該当する CFC に適用されるか否かを判定するために用いられる税率による適用除外と結び付けるか、又は全く別個の基準とすることもできる。top-up tax では、CFC 所得に課税する税率の最低限度を設定するであろう。

120. top-up tax がどのように機能しうるかを示すために、親法人所在地国の法定税率は均一の 30% であり、CFC ルールは実効税率が 12% 未満の CFC に限って適用されると仮定する。親法人所在地国が実効税率 0% の CFC に top-up tax を適用する場合、CFC 所得には、通常の税率である 30% ではなく 12% でしか課税しない。このアプローチは、CFC ルールを有する高課税国に立地する多国籍企業（MNCs）は、ある低課税国に立地する MNC と比較して、競争上不利にはならないことを意味しうる。しかし、これらの MNC は、CFC ルールを有するが税率が top-up tax 未満の国に立地する MNC 及び CFC ルールを有しない国に立地する MNC と比べると、競争上不利なままである。top-up tax はまた、利益が高課税国から移転するインセンティブを必ずしも排除はしないだろう。例えば、上述の事例では、親法人所在地国に立地する MNC は、CFC 所在地国に自

本翻訳は参考のための仮訳であって、正確には原文を参照されたい。

らの所得を移転する相当なインセンティブを有すると考えられる。自らの CFC 所得に課税される最高税率が 12% であるから、すなわち自らの所得が親法人所在地国で取得された場合に適用される税率よりも 18% ポイントも低いからである。したがって、top-up tax は、各国が CFC ルールを用いて実現しようとしている政策目的のすべてとは整合しない。しかし、いくつかの国にとっては、top-up tax は、国が競争上の懸念に一定程度対処することができる中間的な方法と見ることができるだろう。top-up tax の税率で設定されたレベルが税率による適用除外の税率のレベルと同じ場合にも、CFC ルールは法律内においてより整合的であるかもしれない。

注記

1. 競争力に係る懸念を抑えるために、各国は top-up tax を検討することもできる。あまり正確でないか、又はより機械的性格の強いルールでも能動的所得を把握できる可能性がある場合には、top-up tax はより適切であると思われる。top-up tax の詳細な説明については、119–120 段落を参照されたい。
2. ここで前提としているのは、納税者が一年のうち一部の期間において CFC に対する持分を保有していたが、年度末には当該持分を保有していなかった場合に、このルールは所得を合算するということである。そうでない場合には、勧告したルールを、CFC の株式が一年の半ばに譲渡された時点で CFC 所得を転嫁するルールと組み合わせることができる。
3. 影響力を把握する一つの可能性のある方法は、年度末における所有権を検討するルールを、一年を通じた所有権に関する報告要件と組み合わせることである。

第 7 章：二重課税を防止・解消するルール

121. 本章では、二重課税を防止又は解消するルールに関する第六の、かつ、最後の CFC 構成要素に対する勧告を行う。第 1 章で検討した通り、CFC ルールで生ずる基本的な政策上の検討事項の一つは、成長及び経済開発の障害となる恐れがある二重課税が生じないことをどうやって確保するかである。

7.1 勧告

122. CFC ルールは、その適用によって二重課税が生じることにならないようにする規定を設けるべきである。二重課税が生ずると思われる状況は、少なくとも三つある。すなわち、(i) 合算された CFC 所得について外国法人税を課される場合、(ii) 同一の CFC 所得に対して、複数の国の CFC ルールが適用される場合、(iii) CFC ルールに基づいて居住者である CFC の株主に既に合算された所得から配当を CFC が実際に支払う場合、又は居住者である株主が CFC の株式を譲渡する場合である。しかし、二重課税に係る懸念は、その他の状況でも生ずる可能性がある。例えば、二国間で移転価格調整が行われており、かつ、第三国で CFC 課税が発生する場合である¹。CFC ルールは、上述の状況又はその他の状況において二重課税が生じることがないように設計されるべきである。

123. 最初の 2 つの状況に対処するための勧告は、中間会社に課された CFC 税も含め、実際に納付された外国税額について税額控除を認めることである。実際に納付された税（源泉徴収税も含むことができる。）は、CFC が負担するすべての税を含むが、他の減免措置の対象になっていない所得に対する税であって、かつ、同一の所得に対する親法人所在地国における納税額を超えないものとすべきである。第三の状況に対処するための勧告は、CFC の所得がそれ以前に CFC 課税の対象になっていた場合には、配当及び CFC 株式の譲渡に係るキャピタル・ゲインを免税とすることである。ただし、当該配当及びキャピタル・ゲインに関する詳細な取扱いは、規定を各国の国内法と整合させるため、各との判断に委ねることができる。二重課税が生ずるその他の状況への対処は、各との判断に委ねるが、本構成要素に対する全般的な勧告は、CFC ルールを、二重課税が生じることがないように設計することである。

7.2 説明

7.2.1. 外国法人税の控除に関する問題点

124. CFC ルールの適用によって二重課税が生ずると思われる最も明白な状況は、おそらく、上述 (i) で述べた状況であり、すなわち CFC 所得が、CFC 所在地国で課税の対象になるだけでなく、親法人所在地国又は支配当事者所在地国でも CFC 課税の対象になる状況である。

125. ほとんどの国では、CFC 所得が CFC 所在地国と親法人所在地国の両方で課税の対象になるという状況には、他の納税者が負担した税を控除する間接外国税額控除を認めることで対処している。このアプローチは、居住者の課税に適用される課税ベースを軽減するのではなく、む

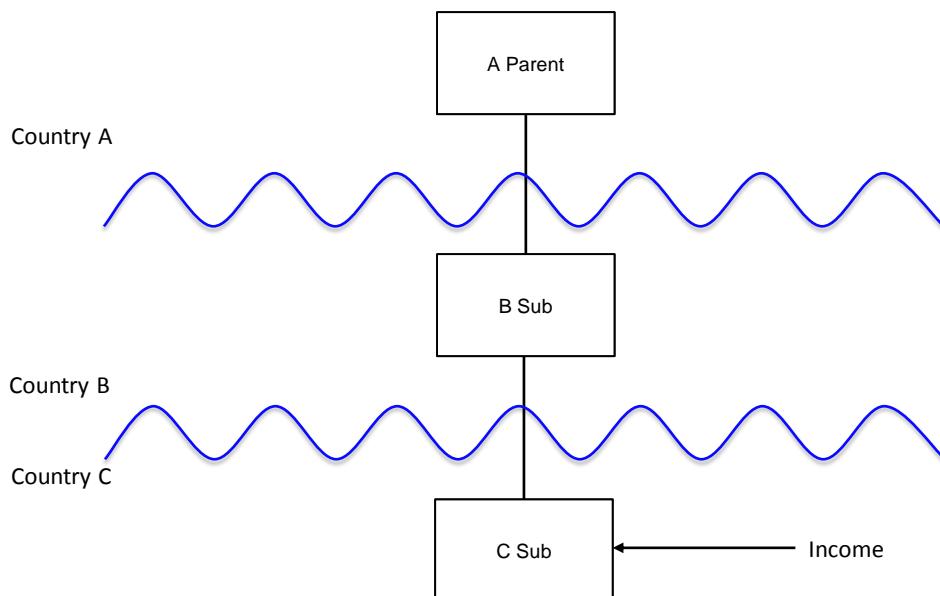
しろ外国税額を国内税額から直接控除することから、損金算入法よりも包括的に二重課税を解消する。CFC 制度の目的が別の国に移転された所得に対する課税権を主張することであることを考慮に入れると、CFC ルールの適用を壊してしまうことから、税額免除方式は、この文脈の下で減免措置を付与するための適切な方法ではない。間接外国税額控除は、通常は、実際の二重課税の額に制限される。ほとんどの国のルールでは、実際に納められた国内税額又は外国税額のうちの少ない方の額に控除を制限して、この問題に対処している。実際に納められた税に焦点を当てているため、外国税額が還付請求や返却請求の対象になっている場合には、控除は絶対に付与されないことになっている。実際に納められた税（源泉徴収税も含むことができる。）には、CFC が負担するすべての税が含まれるが、それは所得に課された税に相当し、他の減免措置の対象になっておらず、かつ、同一の所得に対する親法人所在地国における納税額を超えないものとすべきである。

7.2.2 複数の国の CFC 課税の控除に関する問題点

126. CFC に生じた所得と利益が、複数の国で実施されている CFC ルールにより課税されるとき、さらなる問題が生ずる。このシナリオはまた、将来的により一般的なものになるかもしれない。例えば、子会社が複数の国で実施されているルールにより CFC とみなされている場合、当該子会社の所得は、CFC 所在地国及びその他当該子会社を CFC とみなす国によって課税される可能性がある。この場合も、間接外国税額控除がこの状況に対して適用される可能性がある。ただし、この間接外国税額控除が認められるためには、各国は、中間の国で納められた CFC 税が控除を受けられるために外国税として認められるために、二重課税排除の規定を改正する必要があるかもしれない。ルールには序列も必要であり、これによってどの国を優先するかを判定すべきである。また、この序列により、所有の連鎖の中で、CFC とより緊密な関係にある株主の居住地国の CFC ルールを優先することができる。

127. このルールの序列は、以下の事例に示す通りである。

図 7.1. CFC ルールの相互関係



128. 上述の状況の下で、C Sub 社は、B Sub 社の直接の CFC であるとともに、親法人 A の間接の CFC でもある。また、B Sub 社は親法人 A の CFC でもある。A 国と B 国の両方に CFC ルールがある場合、どの国の CFC ルールを最初に適用するかを決定するためのルール序列を設けるべきである。

129. 図 7.1 では、A 国と B 国の税率に応じて、二つの異なる問題が生じうる。C 国の税率が 10%、B 国の税率が 20%、A 国の税率が 30% の場合、B 国と A 国は共に自国の税の全額を徴収することを望み、C 国の課税に対してだけ控除を行う可能性がある。C Sub 社の所得が 100 の場合、A 国は 20 (30-10) を徴収することを望み、B 国は 10 (20-10) を徴収することを望むということになる。上述で提案したルール序列は、B 国のルールが A 国のルールより先に適用されることになっている場合、A 国は、C 国と B 国の両方に納められた税に対して税額控除を付与する必要がある。すなわち、C 国は 10 を徴収し、B 国は 10 (20-10) を徴収し、A 国も 10 (30-20) を徴収することになる²。

130. 対照的に、C 国の税率が 10% で、A 国の税率も 30% のままだが、B 国の税率は 40% である場合、A 国は、B 国に納められた税に対して税額控除を付与すれば、もはやいかなる税も徴収することはない。A 国の立場からは、上述の点に関して懸念が生ずるかもしれないが、C Sub 社は自社の所得に対して、A 国の税率より高い税率で十分に課税されていると考えられるから、A 国の CFC ルールの基礎となる原則には適合している可能性が高い。また、B 国の税率が A 国の税率より高い場合には、浸食された課税ベースが A 国の課税ベースである可能性は低い。この状況の下では、課税ベースの浸食があるとしても、浸食されるのは B 国の課税ベースである可能性が高い。したがって、C Sub 社の利益が、中間の当事者の国において自国と同等以上の実効税率で課税されている場合は、A 国において、自国の CFC ルールを適用しないことが適切である。したがって、両方の状況におけるルール序列について、A 国は、自国の CFC ルールを、B 国が同国の CFC ルールを適用した後に限って適用すること（又は、B 国に納められた CFC 税に対して税額控除を行うこと（この方がより簡素である。））を勧告する。

7.2.3 CFC ルール適用後の配当とキャピタル・ゲインに対する控除

131. CFC 課税によって二重課税が生ずる可能性がある第三の状況は、(i) CFC が CFC 所得から実際に配当を行う場合又は (ii) 居住者である CFC の納税者が自らの CFC 株式を譲渡する場合である。最初のシナリオに関しては、ほとんどの国では、CFC が CFC ルールの適用後に支払った配当に対して何らかの形の減免措置を付与している。上述の国の大多数では、配当を、外国配当に対する通常の資本参加免税の対象にすることになる。CFC ルールが少なくとも資本参加免税と同一の株式保有割合に相当する支配レベルを要求している場合、資本参加免税が適用されることが適当である。したがって、資本参加免税がないか、又は資本参加免税が適用されない場合に限って、特別の控除の規定が必要とされることになる。上述の場合、ほとんどの国では、通常の資本参加免税の対象にならない場合でも（又は一般的な資本参加免税がない場合でも）配当を免税とする別の規定を適用している。

132. しかし、CFC 所得の一部だけが合算された場合又は CFC が別の非居住者の会社を通じて間接的に保有され、この会社が合算すべき CFC 所得を有していない場合には、税額免除方式に困難が生ずるかもしれない。こうした場合には、合算された CFC 所得から実際に配当が支払われたかどうか、そのために二重課税が生じているか否かを判定することは難しい。これらの困難に対処するために、各国では、過去に合算された CFC 所得から配当が支払われたであろうと仮定する比較的機械的なアプローチを採用することが多い。こうしたアプローチには、例えば、

配当の免税額を CFC ルールが適用された課税年度中に CFC に生じた利益の額までに制限することも含まれる。

133. 最初のシナリオに関して生ずるもう一つの問題は、配当が支払われる際に CFC 所在地国が源泉徴収税を適用する場合に発生する。これらの源泉徴収税は、CFC 所在地国レベルでの所得課税を表しているので、CFC 所得に関して納められた源泉徴収税について減免措置を認めることが適切であると思われる³。

134. 第二のシナリオに関して、二重課税は、CFC の株式が譲渡される場合、及び株式を保有する納税者が、配当されていない CFC の所得に対して過去に課税されていた場合にも生ずるかもしれない。配当に関する上述の論理に従い、各国は、CFC ルール適用後に納税者が CFC 株式に関して得たキャピタル・ゲインについては、納税者の所在地国で実施されている CFC ルールの下で過去に課税された額と同額を限度に、課税を行わないことを選択することができる。ただし、資産に対するキャピタル・ゲインに課税するアプローチが、国によって異なることを考慮に入れると、減免措置を認めるメカニズムは、特定の税の機能に対応するために、それぞれの国によって異なる可能性が高い。本勧告は、キャピタル・ゲインを免税しない国が、CFC ルールに対する本勧告を満たすために全体的なルールを改正すべきであるということを意味しているわけではない。

7.2.4 その他の状況

135. 報告書では、二重課税が、例えば、CFC ルールと移転価格ルールとの相互作用など、その他の点でも生ずる可能性があることを認める。これは新しい問題ではないが、各国は、自国の既存の二重課税を排除する規定が、二重課税のあらゆる場合を排除するのに有効であるか否かを検討する必要がある⁴。

7.2.5 二重課税の解消に関する租税条約の規定

136. CFC ルールに起因すると思われる二重課税を解消すべき国の方策では、租税条約上の国の義務も考慮する必要がある。

137. 二国間の租税条約に見られる二重課税の排除規定は、「所得と資本に関するモデル租税条約（縮約版）」（OECD、2010 年）の第 23 条 A 及び第 23 条 B の文言とは相當に異なるかも知れない。したがって、各国は、自国の CFC 制度の設計をする際には、自国の CFC 制度の下で課税することを望む所得に対して税額免除方式を適用することを、不用意に求められることがないように、自国の租税条約の関連する規定を慎重に検討すべきである。

注記

1. 一定の状況の下では、CFC ルールと移転価格ルールの相互作用によって、二重課税の問題が生ずる可能性がある。このような状況は一般的ではないかも知れないが、規定がない場合には生ずると考えられるあらゆる二重課税を解消するために、各国のルールに規定を設けることが重要である。

本翻訳は参考のための仮訳であって、正確には原文を参照されたい。

2. 本分析では、A 国には税率による適用除外がないか、又は A 国の税率による適用除外の基準値が 20% より高いことを前提としている。
3. 租税条約における源泉徴収課税の減免については、OECD モデル租税条約コメンタリー第 10 条第 39 段落で検討されている。
4. 例えば、A 国の居住者である親法人 A 社は二つの子会社（B 国の居住者である Sub B 社と C 国の居住者である Sub C 社）を所有している。B 国と C 国の間で移転価格調整が行われ、その結果 C 国における利益が増加した。A 国が自国の CFC ルールを B 社と C 社の両方に適用する場合、A 国は、B 国において納められた軽減された外国税額と C 国において納められた増額された税額に関して減免を与える必要があることとなる。実際には、移転価格調整が行われる場合には、CFC の利益が減少し、より高い税率で課税され、CFC ルールの対象外になっている子会社の利益が増加する可能性が高くなるように思える。したがって、各国は、CFC が納める税に対するその後の調整を認識し、還付された税に対しては減免を与えることがないようにする必要がある。さらに、各国は、類似の状況の下では、CFC 課税に対する再計算の除斥期間が経過した場合であっても、CFC 課税を再計算できるようにすべきである。

参考文献

OECD (2010 年)、「所得と資本に関するモデル租税条約（2010 年縮約版）」OECD 出版、パリ http://dx.doi.org/10.1787/mtc_cond-2010-en